

令和3年度予算委員会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年2月8日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 会（開 議） 2月8日（月）午前9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 出 席 委 員（12名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 議長  | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員（2名）

1番 玉 川 真 里
11番 岡 田 良 訓

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|                     |   |              |
|---------------------|---|--------------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三      |
| 副              町    | 長 | 櫻        竜 俊 |
| 教              育    | 長 | 佐々木 智 彦      |
| 企    画        部     | 長 | 鶴 岡 靖 三      |
| 総    務        部     | 長 | 丹 羽        勤 |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 森 川 雅 枝      |
| 建    設        部     | 長 | 久保田 誠 司      |
| 教    育        次     | 長 | 伊 藤 仁 士      |
| 下 水 道 担 当 参 事       |   | 龍 岩 広 幸      |
| 建    設        部 次 長 |   | 門 前 誠 司      |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 企 画 課 長         | 鎌 田 浩 一   |
| 魅力づくり推進課長       | 中 下 義 博   |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介   |
| 税 務 課 長         | 片 山 茂     |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司   |
| 町 民 生 活 課 長     | 水 川 綾 子   |
| 住 民 課 長         | 近 森 茂     |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂   |
| こ ど も 課 長       | 新 藤 正 敏   |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美   |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠     |
| 会 計 管 理 者       | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 長     | 森 山 真 文   |
| 生 涯 学 習 課 長     | 脇 本 健 二 郎 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長   | 山 田 長 秀   |
| 収 税 対 策 室 長     | 岡 田 隆 弘   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 谷 川 雅 彦   |
| 税 務 課 主 幹       | 日 高 博 之   |
| 防 災 課 主 幹       | 島 田 友 和   |
| 防 災 課 主 幹       | 森 原 宏 生   |
| 社 会 福 祉 課 主 幹   | 松 井 良 哲   |
| ひまわりプラザ館長       | 下 野 武 士   |
| 海 田 東 公 民 館 長   | 吉 川 寛     |
| 海 田 町 立 図 書 館 長 | 片 岡 亜 由 美 |

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登
主 査 水 野 啓 太
主 任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 付 託 案 件

- 第 12 号 議 案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 号 議 案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 号 議 案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 号 議 案 令和 3 年度海田町一般会計予算
- 第 16 号 議 案 令和 3 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 17 号 議 案 令和 3 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 第 18 号 議 案 令和 3 年度海田町介護保険特別会計予算
- 第 19 号 議 案 令和 3 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 20 号 議 案 令和 3 年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○委員長（佐中）定刻になりましたので、会議を開きます。皆さん、おはようございます。
本日は大変御苦勞様でございます。これより予算委員会を開催をいたします。ただいま
の出席委員数は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いた
します。直ちに本日の会議を開きます。その前に、傍聴の申出がございますので許可し
たいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認め、これを決めます。本日の議題は、あらかじめ御手元に
配付しております次第のとおりでございます。この際、町長から発言の申出があります
ので、これを許可いたします。町長。
○町長（西田）皆さん、改めまして、おはようございます。早朝より御苦勞様ございま
す。令和 3 年度当初予算並びに関係諸議案について御審議をいただきます。十分な審議

をいただき議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。最初に、少しお時間をいただきまして、海田町教育大綱案について説明をさせていただきます。現行の教育大綱について、今年度で計画期間が終了となりますので、次の5年間の教育大綱の策定に向けて、昨年の6月から計3回の総合教育会議を開催し、教育委員の皆様との協議を重ね、第5次総合計画策定の際に、議員の皆様からいただいた教育についての御意見を反映した上で海田町教育大綱案を作成いたしましたので御報告いたします。内容につきましては担当者から説明をさせていただきます。

○委員長（佐中） それでは議題1、教育大綱についてでございます。執行部より説明を求めます。座って説明してください。企画課長。

○企画課長（鎌田） それでは、議題1の資料を御手元に御用意をお願いいたします。海田町教育大綱（案）としておるものでございます。この教育大綱、御手元でございますでしょうか。

○委員長（佐中） 皆さん、ありますか。いいですか。それでは説明をお願いします。

○企画課長（鎌田） はい、議題1でございます。この教育大綱につきましては、先ほど町長の挨拶にもございましたとおり、町長が教育委員会と協議をいたしまして、教育、学術、文化の振興に関しまして総合的な施策の方向性を定めるものでございます。本日お時間をいただきまして、今後の予算審議の参考にしていただくために、冒頭説明をさせていただきます。資料につきましては、策定の趣旨につきましては挨拶等ございましたので割愛をさせていただきます、資料1枚おめくりをいただきまして、大綱の位置づけでございます。こちらの図にも示しておりますとおり、本町、上位計画でございます海田町総合計画、こちらにつきましては、皆さんの御意見も賜りながら策定をしたところでございます。この総合計画を踏まえまして、今回、案としてお示しをしておりますのが、海田町教育大綱の案でございます。これに基づきまして更に詳細な取組ということで、海田町夢未来ビジョンという具体的なものを作成をいたしまして取り組んでいくということにしております。大綱の構成等につきましては、御審議をいただきました海田町総合計画の項目等に基づきまして組み立て、策定をしておりますので、詳細の説明につきましては、この場では割愛をさせていただきます。説明の最後でございます。一番最後のページ、5ページ目をお願いいたします。5ページ目、大綱策定後の進行管理でございます。総合計画にもさまざまな指標を作っております。先ほど申し上げました夢未来ビジョンにおきましても、K P I 指標を策定することとしておりま

す。これらの指標を、適宜、進捗状況を点検をいたしまして、議会の皆様にも適宜、御報告、御意見等賜りながら進行管理をいたしまして、施策の方を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。富永委員。

○委員（富永）1点だけお尋ねします。4ページの3番の、郷土の歴史文化の保存のところなんですけれども、一番最後に、文化財に精通した専門職の配置とありますけれども、これ今後新しい職員さんというか、専門職の方を配置される予定なのか、今いる職員さんの体制を強化していくことなのか、こういった方向性なのかをお尋ねします。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）この教育大綱は、町長と教育委員会との方向性のすり合わせといえますか、共有のものになります。その上で、海田町は小さな町でございますので、人事というのは教育委員会独自ではなくて、町部局との、しっかりとしたつながりが必要になりますので、今回、これを明記させていただきましたのは、例えば、学芸員を専門職で採用するであるとかそういった思い切ったところまで求めるものではなくて、文化財を保存していくには、そういった職員が必要であるというところのすり合わせといえますか、情報共有を明確化させていただく上で、今回記載させていただいたものでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。以上で議題1を終了いたします。暫時休憩をいたします。再開は、9時20分、再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時09分 休憩

午前9時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き、の前にですね、図書館長と海田東公民館長、途中で入場する場合がありますので、御了承ください。

（「全員揃いました、これで」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）全員揃ったそうなんです。はい。それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。これより、議題２、令和３年度当初予算関連議案及び当初予算の審査に入ります。審査進行表のとおりです。まず、工事箇所図の図面説明を行います。御手元の工事箇所等一覧表のナンバー１からナンバー５０まで、順番に説明を受けますので、質疑はその説明後に一括して行いますので、よろしくお願いをいたします。それではナンバー１についてです。新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）はい。それでは、資料４３をお願いいたします。海田町新庁舎建設等工事、建築でございます。令和３年度の工事予定部分を、赤字で下線で表示しております。令和３年度につきましては、元広島県海田庁舎の解体工事、元広島県海田庁舎土壌汚染対策工事と液状化対策工事を行います。ページ下部のスケジュールを御覧ください。令和３年度の各工程を赤色で表示しております。予算額は、１３億２,１５０万円でございます。以上でございます。

○委員長（佐中）続いて、ナンバー２。

○魅力づくり推進課長（中下）魅力づくり推進課長です。

○委員長（佐中）はい、どうぞよろしく。

○魅力づくり推進課長（中下）それでは、資料４４の方をお願いいたします。件名につきましては、旧海田公民館案内看板撤去工事でございます。場所は、海田町中店地内でございます。旧海田公民館の入口にございます案内看板、今、テープで目隠しをしておりますが、その案内看板を撤去するものでございます。予算額につきましては、７万７,０００円でございます。以上でございます。

○委員長（佐中）はい、続いて、ナンバー３。防災課長。

○防災課長（宮垣）それでは防災課の工事箇所図について御説明させていただきます。資料４５をお願いいたします。番号１、中店水防庫解体工事です。この工事は、町道２号線、瀬野川西踏切整備事業の支障となる中店水防庫を解体撤去し、町道２号線の整備を推進するものでございます。予算額は、４９万５,０００円でございます。防災課からは以上でございます。

○委員長（佐中）はい。続いて、ナンバー４。町民生活課長。

○町民生活課長（水川）それでは資料４６、町民生活課の工事等箇所図について御説明いたします。防犯灯ＬＥＤ化工事の内容は、町で管理する防犯灯のうち水銀灯をＬＥＤ灯に交換するもので、令和３年度は１００基を予定しています。交換は老朽化したものから順

次行ってまいります。予算額は、792 万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）じゃ、ナンバー 5。こども課長。

○こども課長（新藤）それでは資料 47、お願いします。こども課、つくも保育所給食用リフト改修工事でございます。概要といたしましては、つくも保育所の給食用の巻上装置、制御盤等が長期間の使用により劣化が進んでいるため、取替改修を行うものでございます。概要図として、2 階平面図を記載しております。2 階にありますリフト機械室内の改修を行うものでございます。予算額は、150 万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）はい。ナンバー 6 からナンバー 20 まで。建設部次長。

○建設部次長（門前）では、資料の 48 の建設部都市整備課の工事箇所図について御説明させていただきます。まず、番号 1、薬師ヶ畝池改修工事についてでございます。場所は、三迫二丁目地内で、事業の概要でございますが、梅雨時期等におけるため池の安全性を確保するための放水設備として、延長 2.5 メートル、幅 30 センチのポリエチレン製の U 字溝などの洪水吐を設置するものでございます。予算額は 50 万円でございます。次に、番号 2、海田市駅エレベーター改修工事でございます。場所は、新町地内外で、事業の概要でございますが、経年劣化に伴います北口 2 号機の主ロープ及び調速機の交換と、南口と北口のドアモーター等の交換を行うものでございます。予算額につきましては、225 万 3,000 円でございます。次の、番号 3、海田総合公園キャンプ場キャンプサイト造成工事については、後ほどスライドを用いまして御説明をさせていただきます。番号 4、昭和公園外遊具設置工事をお願いいたします。場所は、昭和町地内外で、事業の概要でございますが、昭和公園に幼児用遊具と健康遊具をおのおの 1 基、成本ちびっこ公園に幼児用遊具を 1 基設置するものでございます。予算額は、321 万 5,000 円でございます。次に、番号 5、三迫公園防球ネット改修工事でございます。場所は、三迫二丁目地内で、事業の概要でございますが、三迫公園の隣接地におきまして建設中の建物があることから、現在の防球ネットを東方向に 25 メートル延長するものでございます。予算額は、400 万円でございます。次に、番号 6、海田総合公園せせらぎ広場ウッドデッキ改修工事でございます。事業の概要でございますが、老朽化したウッドデッキを撤去新設するもので、施工面積は 127 平方メートルでございます。予算額は、780 万円でございます。次に、番号 7、海田総合公園トイレ改修工事でございます。事業の概要でございますが、第 1 駐車場に 3 基と管理棟に 2 基、計 5 基のトイレを洋式化するもので

ございます。予算額は、291 万 2,000 円でございます。次に、番号 8、海田総合公園フルーツガーデン木柵改修工事でございます。事業の概要でございますが、老朽化した延長 54 メートルの既存の木柵を撤去し、その代替として、金属製の転落防止柵を設置するものでございます。予算額は、197 万円でございます。次に、番号 9、海田総合公園第 1 駐車場トイレ腰壁材修繕工事でございます。事業の概要でございますが、老朽化した第 1 駐車場トイレの腰壁材を撤去し新設するものでございます。次に、番号 10、海田総合公園案内板改修工事でございます。事業の概要でございますが、第 1 駐車場と第 2 駐車場にある既存の案内板については、日本語表記に加え、英語と絵文字を追記するよう改修するもので、テニスコート付近については、現在案内板がありませんので、同様の案内板を新設するものでございます。次に、番号 11、海田総合公園複合遊具修繕工事でございます。事業の概要でございますが、ローラースライダーのローラーが一部破損しているため取替えを行うものでございます。次に、番号 12、海田総合公園パーゴラ修繕工事でございます。事業の概要でございますが、多目的広場パーゴラに一部ひび割れが生じているため補修するものでございます。次に、番号 13、海田総合公園園路修繕工事でございます。事業の概要でございますが、第 1 駐車場の舗装部分や雨水枡が一部損傷していることから、補修するものでございます。次に、番号 14、国信公園複合遊具修繕工事でございます。場所は、国信二丁目地内で、事業の概要でございますが、すべり台の接続箇所の一部亀裂が生じているため取替えを行うものでございます。次に、番号 15、一貫田公園外ベンチ修繕工事でございます。場所は、中店地内外で、事業の概要でございますが、老朽化した一貫田公園と明神公園のベンチをそれぞれ 1 基取替えるものでございます。次に、番号 16、明神公園外フェンス修繕工事でございます。場所は、明神公園地内外で、事業の概要でございますが、明神公園と昭和公園のフェンスが一部破損しているため補修するものでございます。なお、番号 9 から番号 16 までの予算額は、それぞれ 50 万円でございます。次の、番号 17、町営第 2 蟹原住宅内部等改修工事につきましては、後ほどスライドを用いまして御説明させていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）はい、続いて、ナンバー 21 からナンバー 32 まで説明をお願いします。建設課長。

○建設課長（木村）それでは、資料 49 をお願いいたします。番号 1、町道 3 号線明神町地内外舗装修繕工事です。明神町地内と昭和町地内の町道 3 号線において、劣化が著しい

車道舗装 2,230 平米の修繕をするものでございます。予算額は、1,700 万円です。次に、番号 2、町道 14 号線窪町地内道路修繕工事です。窪町地内の町道 14 号線において、劣化が著しい水路床版 180 メートルと舗装 770 平米を修繕するものでございます。予算額は、2,000 万円です。次に、番号 3、町道 121 号線外東二丁目地内舗装修繕工事です。東二丁目地内の町道 121 号線、町道 118 号線において舗装の修繕を 230 平米するものでございます。予算額は、650 万円です。次に、番号 4、町内あんしん歩行エリア修繕工事です。東昭和町から西浜地内までの町道 3 号線、幸町地内の町道 5 号線、蟹原一丁目地内の町道 162 号線、町道 208 号線において、施工延長約 1,000 メートルでグリーンラインと側帯の塗替えを行うものでございます。予算額は、500 万円です。次に、番号 5、町道 2 号線窪町地内舗装修繕工事です。窪町地内の町道 2 号線において、劣化が著しい舗装 1,070 平米を修繕するものでございます。予算額は、880 万円です。次に、番号 6、町道 259 号線南つくも町地内舗装修繕工事です。南つくも町地内の町道 259 号線において舗装 1,070 平米を修繕するものでございます。予算額は、820 万円です。次に、番号 7、町道 338 号線蟹原二丁目地内舗装修繕工事です。蟹原二丁目地内の町道 338 号線で、車道舗装 410 平米を修繕するものでございます。予算額は、310 万円です。次に、番号 8、仮称町道 143 号線道路改良工事につきましては、後ほどスライドにて御説明をさせていただきます。次に、番号 9、尾崎川 3 号橋橋りょう修繕工事です。南つくも町地内の尾崎川 3 号橋で、橋りょう点検に基づき、断面補修や塗装の塗替えを行うものでございます。予算額は、900 万円です。次に、番号 10、森川河川改修詳細設計業務です。畝一丁目地内の森川で平成 30 年 7 月豪雨の際に越水が発生しました箇所改修設計を行うものでございます。予算額は、2,000 万円です。次に、番号 11、東唐谷川宮脇谷地内溜池調査業務です。東海田宮脇谷地内の既設の溜池について、豪雨の際に調整池として活用が可能かどうか調査を行うものでございます。予算額は、500 万円です。次に、番号 12、奥之谷川里道水路復旧工事です。東海田奥之谷地内において広島県が施工いたします奥之谷川の流路工完成後に、その流路工の上部にある里道水路の復旧工事を行うものでございます。予算額は、950 万円です。次に、番号 13、町道 118 号線迂回路撤去復旧工事です。東二丁目地内で、栃木橋が平成 30 年 7 月豪雨で被災し通行止めになったことから、その迂回路として整備した道路を、栃木橋の災害復旧工事が令和 3 年度中に完了する見込みから、当該迂回路を撤去し関係地権者に返還するものでございます。予算額は 1,200 万円です。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）続いて、ナンバー33 から 35 まで。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）それでは、学校教育課分を説明させていただきます。資料番号 50 をお願いいたします。番号 1 を御覧ください。海田東小学校放送室の放送設備の更新工事を実施するものでございます。経年劣化により放送が切れる状況が頻繁に起こることから、放送設備を更新し、適切な教育環境の整備を行うものでございます。予算額は、400 万円を予定しております。続きまして、番号 2 をお願いいたします。海田小学校登り棒取替工事を実施するものでございます。現在設置しております登り棒の土台部分を撤去し、新たに登り棒の設置を行います。予算額は、120 万円を予定しております。続きまして、番号 3 をお願いいたします。海田西中学校プールろ過装置修繕工事でございます。経年劣化により、プールろ過装置内のシーケンスの交換及びそれに伴うデータの抽出・部品等の交換を行うものでございます。予算額は、80 万円を予定しております。学校教育課からは以上でございます。

○委員長（佐中）それでは、ナンバー36 から 38 まで。生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）それでは、生涯学習課分の工事箇所図について説明いたします。資料 51 をお願いいたします。まず、1、海田東公民館玄関庇修繕工事でございます。海田東公民館の玄関の庇の裏、下側の塗装が剥離していることから塗装を行うものでございます。併せて庇部分の上、天井部分の防水も併せて行うものでございます。予算金額は、50 万円でございます。続きまして、番号の 2、図書館屋上防水等修繕工事でございます。図書館の既存の防水シートを洗浄し、防水塗料の塗装をするものでございます。図書館の南側の屋根を除くほぼ全面の 523 平米を施工いたします。併せて書庫内のひび割れ等の修繕を行います。予算金額は、170 万円でございます。続きまして、番号の 3、海田小学校クラブハウス倉庫扉修繕工事でございます。劣化によりドアの上部がゆがみドアの開閉が困難になったため、修繕を行うものでございます。ドアを取替えまして、併せて、下部の土間のモルタル等を修繕するものでございます。予算金額は、50 万円でございます。以上で、生涯学習課の説明を終わります。

○委員長（佐中）それでは、ナンバー39 から 50 まで。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。それでは、資料 52 をお願いいたします。まず番号 1、件名は、新町処理分区中店地区 J R 横断污水管布設委託につきましては、後ほどスライドで説明させていただきます。次に、番号 2、工事名は、新町処理分区中店地区污水管新設工事です。後ほど説明させていただきます番号 1 で、J R 山陽本線を横断した上流の

中店地区の汚水面整備です。開削工法でパイ 200 ミリの汚水管を 100 メートルと推進工のための発進立坑を施工するものです。予算額は、2,000 万円でございます。次に、番号 3、工事名は、瀬野川右岸排水区中筋雨水幹線整備工事です。この工事は、新町、稲荷町地区の浸水解消を図るため、新町地内の町道 1 号線に引き続き、雨水管きょとしてボックスカルバートの 2,100 掛け 1,000 ミリを 32 メートルと、2,000 掛け 1,000 ミリを 18 メートル布設するものです。予算額は、5,000 万円でございます。次に、番号 4、尾崎川周辺流域浸水対策整備工事につきましても後ほどスライドで説明させていただきます。以上で、公共下水道事業工事等箇所の説明を終わります。

続きまして、水道事業の内容を御説明させていただきます。資料 54 をお願いいたします。まず、番号 1、工事名は、中店地内配水管移設工事です。この工事は、下水道整備工事に伴う配水管の移設工事で、中店地内の J R 山陽本線脇の町道から町道 2 号線までの汚水管布設区間、口径 100 ミリの配水管を長寿命耐震管で 66 メートル移設するものでございます。予算額は、703 万 6,000 円でございます。次に、番号 2、工事名は、新町地内配水管移設工事です。この工事も下水道整備工事に伴う配水管の移設工事で、新町地内の町道 1 号線に布設している口径 100 ミリの配水管を 40 メートル移設するものでございます。予算額は、341 万 1,000 円でございます。次に、番号 3、工事名は、国信浄水場改修工事電気・機械設備です。この工事は、国信浄水場の急速ろ過設備等の老朽化による取替工事で、ろ過設備等の機械及び制御盤等の電気設備を更新するものでございます。4 か年で、5 億 5,000 万円の継続費を設定して行うもので、令和 3 年度の年割額は、1 億 3,700 万円でございます。次に、番号 4、工事名は、国信一丁目地内導水管布設替工事です。この工事は、国信取水井から国信浄水場へ伏流水を引き込んでいる老朽化した導水管の取替工事で、国信浄水場から里道及び町道内に口径 300 ミリの長寿命耐震管を 270 メートル布設するものでございます。予算額は、2,729 万 1,000 円でございます。次に、番号 5、工事名は、国信取水井連絡管改修工事です。この工事は、国信橋の上流にあります国信取水井とポンプ井を接続している老朽化した連通管の取替及び新たに取水井の点検口を設置するものでございます。予算額は、2,672 万 4,000 円でございます。次に、番号 6、工事名は、国信配水地通信設備改良工事です。この工事は、国信浄水場の近隣の宅地造成に伴い、支障となった老朽化した通信ケーブルを最新のテレメーター設備に更新するものでございます。予算額は、440 万円でございます。次に、番号 7、工事名は、蟹原浄水場原水濁度計設置工事です。この工事は、現在、浄

水場の職員が行っている原水、瀬野川の伏流水の濁度測定を 24 時間自動監視できるように濁度計を設置するものでございます。予算額は、566 万 5,000 円でございます。次に、番号 8、工事名は、国信浄水場樹木伐採工事です。この工事は、取得を予定している国信浄水場の用地にある樹木を撤去するものでございます。予算額は、150 万 7,000 円でございます。次に、番号 9、工事名は、国信浄水場造成工事でございます。この工事は、取得を予定している国信浄水場の用地の土砂を良質土に入れ換え、不陸整正を行うものです。予算額は、1,013 万 1,000 円でございます。次に、番号 10、件名は、国信浄水場用地購入です。国信浄水場の既存の電気室棟や薬品棟の止水機能を持った施設への建替えなどのため、用地を購入するものでございます。場所等は、写真及び位置図に記載のとおりでございます。概要は、購入面積 1,031 平方メートル、移転補償 1 棟、立竹木補償 1 式でございます。予算額は、9,272 万 4,000 円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これまでの説明において、質疑があれば発言を許します。住吉委員。

○委員（住吉）資料 49 の 9 番の尾崎川 3 号橋橋りょう修繕工事。あとで、今度、スライドの方でも説明がありますいう、パラペットの設置工事とかありますよね。そうなってくると、あの辺の歩道が一時的に通行できなくなると思うんですよ。大体工事期間はいつからいつまでと考えていらっしゃいます。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）基本的には河川の上でございますので、出水期を避けた秋から冬にかけてを予定しております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）で、確か、ここの橋は小学校の通学路にもなっていましたし、あと、つくも保育所の送迎、自転車、徒歩等で行かれる方もここを通られてるんですけども、その辺の対策はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）はい、具体的な対策については、受注業者と協議の方はさせていただきたいと思うんですけども、極力、通行止期間を短くするような工程を考えていきたいと考えております。で、通行止が発生する場合はですね、誘導員を配置して、隣の車道橋といいますか橋がございますので、そちらの方を回っていただけるような安全対策

を講じていきたいと考えております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）先ほど言った車道橋の方にも誘導員を付けんにゃ、今度あっちに今度、つくも保育所へ車で送迎される方が、あそこバンバン朝通るんですよ。で、小学生もそこ通る、徒歩や自転車で保育所に送迎する方もそこを通る、っていうふうに、あそこに集中すると思うんで、あの車道橋にも、できたら誘導員を付けた方がいいように思うんですが、その辺は考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）その通行止が発生する期間については、想定はさせていただいておるんですけれども、要は通行止にする時間帯はですね、朝夕は避けて日中だけに絞るとか、極力影響の少ない方法のほうを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。下岡委員。

○委員（下岡）まず最初にですね、企画課の新庁舎建設なんですけども、各種面積ですね、延べ床面積が6,670平米、ピロティ、駐車場を含むとなってる。確か床面積は5,300なんかだったと思う。駐車場だと思うんだけど、残りはね。外の駐車場なんかも含むんです、どこの駐車場なんかを含んで6,600いくらかになるのか、お尋ねします。実際に、建物の、4階建てでですね、1階の床面積だとか何か入れたら、こんな面積になります。

○委員長（佐中）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）はい、建物部分の1階から4階までのトータルで、この表示の数字でございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）1階のピロティの駐車場なんかが除けた面積かね、5,300という、途中で説明聞いたことがあるんですけど。

○委員長（佐中）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）はい、委員御指摘のように、5,300なにがしという数字は、ピロティを除いたものを参考表示をさせていただいていたものでございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）資料48の1番の薬師ヶ畝池改修工事ですね、吐出口いう、池から出るところのですね、このポリエチレンのU字溝でやるということになっておるんですけども、

平成 30 年 7 月ですね、土砂災害のときもですね、こっから大量の水があふれてですね、途中の田んぼを経由して、民家に大量に流れ込んでね、民家で相当困った状況になったんですけれども、この程度のものでですね、果たして安全なのかどうなのか、よく検討されてますか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。今、御指摘の薬師ヶ畝の改修工事の件でございますが、現在の池がですね、かなり上の方まで溜まると、水抜き箇所がかなり高い位置までありますので、それをもっと低いところから流すようにして、可能な限り貯水量を減すと、そういう視点でですね、県とも話をさせていただきながら、このような工法にさせていただいたものでございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）もともと地元はですね、ここにこういう池があって、現在はですね、ほとんど使われてないんだけど、1 軒、田んぼを使ってるかどうかぐらいなんだけど、最近、イノシシなんかですね、稲作もやっとなんではないかと思うんだけど、これについてね、その辺の協議ですよ、きちっと管理ね、使うんなら使うで、その農家の方にですね、管理していただく。それが、農家の方ができないんならですね、どう管理する、町が責任持ってやるのかどうなのか。途中の水路なんかの管理が随分いかげんなってるからですね、大雨が降ると、途中の土砂なんか流れ来るわけですね、もう一回、抜本的にですね、どうするのかというのをその権利者の方と、ここは、この池そのものはまた全然別の方が持っておられて、今の水利権者というのは、使用だけしてるわけですから、使用するなら使用するで、管理も責任持ってやっていただくような形でないとね。地元、下の民家たくさんあるけども、みんな不安に思っと思ってんですよ。その辺はちゃんとやっていただけるんです。今の、誰が責任持ってやるかということも含めて。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、管理につきましては、非常に重要な問題ということでですね、地権者の方また今回実際に利用されておられる方、この方々には日頃からですね、注意喚起のほうを促しておりまして、私自身も梅雨前とか台風の前とかそういう頃になったら、気にしておりましてですね、そういうことを繰返しお願いをしているところでございます。これにつきましては引き続きですね、安全管理のほう徹底していただくようお願い

願いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）建設課の 8 番、143 号道路改良工事。今回ですね、5,500 万で橋脚の下部工をやるんですけども、この橋の橋桁とですね、それと下の地面との高さですね、これは、どれくらいの高さなのか。はい、すいません。今の追加、今の左岸側でですね、どの程度の高さになるのか。

○委員長（佐中）建設課課長。

○建設課長（木村）はい。左岸側では、高さとしましては 3.4 メートル程度確保される予定です。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）先ほど住吉委員がちょっと説明求めた案件のところ、尾崎川 3 号橋、これ修理費に 900 万円。で、今あれ狭いですよね。900 万円かけるんでしたら、せっかくお金かけるんなら、もっといいものに架替えたらどうなんですか。そのことの費用比較については、検討されました。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）架替えとも費用比較をさせていただいておるんですけども、架替えを行う場合、下部工といいますか下からやり替えるようになりますので、ちょっとこの今の金額での架替えというのは困難ということで、まずは適正な維持管理ということで補修の方をさせていただくように判断したものでございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）水道課の用地購入に絡む関係なんですけど、先ほど、樹木撤去がございましたよね、8 番で、伐採工事。これ、私有地だと見えるんですけど、私有地の場合であれば、当然買収した後になると思いますけども、買収するのに、ここに立竹木費を補償をされてますよね。立竹木っていうのは、補償したのに、町が撤去しなきゃならん理由はないと思うんですけど、通常、立竹木の補償というのは移転に係る費用なんで、所有者の方がまず撤去した状態で町に引き渡さなきゃいけないと私は思うんですけど、その辺についてどうなんですか。

○委員長（佐中）上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（早稻田）はい、委員御指摘のとおり、通常は、立竹木を含めた価格で補償いたすところでございますが、こちらの関係者の方、地権者、関係者の方と協議した

結果、それを差し引いた金額で土地は購入させていただいて、町のほうで伐採をするほうを今協議させていただいております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）それ、おかしいんじゃないですか。補償基準に違反するんじゃないですか。どうやって算定するんですか。で、ここで立竹木の補償するわけでしょう。ダブル補償になるんじゃないですか。今の補償基準だと、移転の補償費しか示されていないはずですよ。価値補償をすることになってないはずなんです、それを価値補償に変えるんなら価値補償に変える根拠は何ですか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、この度購入する土地が2筆ございます。で、1筆側につきましては、先ほどナンバー8で、写真でお示しさせていただいておるところの立竹木に関しては、伐採のほうで用地費から引かさせていただいております。これは見積等として引かさせていただいております。で、もう一つの箇所、ある立竹木に関しましては、補償の方で対応するという形でさせていただいております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）所有者が立竹木を放棄してうちが借りとるんならまだ理解しますよ。補償を出してそれを工事するのは違うんじゃないですか。今の話そうですね、補償費から伐採費だけ引き算する。それは違うんじゃないですか。補償の考え方自体が全然違うような気がするんですが。向こうが放棄したものをうちが伐採するんなら理解できますよ。補償の考え方、全然違うんじゃないですか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）補償に詳しい議員さんからの御指摘なんでございますが、この度、今、伐採しようと考えている土地につきまして、いろいろ複雑な、地権者の方、複雑な関係がありまして、その関係者の方とお話をさせていただいております。で、その関係者の方が、自分のほうで伐採するのが非常に難しいと、できれば町のほうでしてほしいということでございましたので、用地費から伐採費用を引いたもので補償する形を今、取らせていただいております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）それ違うんじゃないですか。補償そのものが移転に係る費用です。結果的に本人が伐採した場合に、伐採として、価値補償とみなされるんですよ。そうすると、

要するに補償費の中から伐採費を引くんじゃなくて、補償費そのものを価値補償でいかなきゃいけないんじゃないんですかと言ってるんです。全然計算方法が変わってくるんですよ。だから説明が違うんじゃないですかと言ってるんです。積算そのものが違うんじゃないですか。要は補償っていうのは、植木の補償する、立竹木、要するに立木の補償するときには、この立木をAという土地からBの土地に移すためにかかる費用を補償するんですよ。それを本人の意思で伐採したときに初めて価値補償とみなされるんですよ。じゃ、初めから町が伐採するんであれば、その木の、立木の価値補償でいかなきゃいけないんじゃないんですかと言ってるんです。伐採費を引く方法というのは違うと思いますよ。だから、当然その価値の部分を補償する、要するに伐採費を引いた補償するんじゃないくて、別に積算しなきゃいけないんじゃないんですか。だからあなたの説明違うんじゃないですか。だから、補償するときには、必ずと中身の価値を確認して、価値の計算をした上で補償するんじゃないんですか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。大変失礼しました。まず、今、購入を予定してる土地が二つございます。で、委員おっしゃられるように、説明が混乱してしまったんですが、立竹木の補償につきましては、仮にA Bとしますと、Bの土地でございます。今、伐採するほうはAでございますので、Aの土地につきましては、土地の評価をして、その土地の購入費用を計上させていただいておりますので、伐採費用については入っておりません。

○委員長（佐中）ほかにございますか。崎本委員。

○委員（崎本）ちょっと先ほどのことで聞きますがね、東唐谷川、溜池よ。調査業務一式。ナンバー30。先ほど説明されましたがね、調査せんでもね、持ち主の本人と直接話したらね、解決することなんよ。ほいで調査業務、調査するいうて、また委託してからによ、話し合い誰にしてんか知らんのじゃが、それたあねえ、あなた方がやってみなさいや。溜池、この溜池はもう、栓を抜くや何じゃかんじゃ、めげとるんよ。現在使われてないんよ。の、問題の池よ。それが大きいんじゃが、水も溜まってないし、この水路、水を利用されておるのは、多分1軒よ。だけど、上に二つも池があって、そこは満タンに水が入っちゃうんよ。それを利用しよってんよ。だから、わしも何回もあんたに、水路だけは直してあげてくれちゅうこと言っちゃるんよ。だけどこの池そのものは使われてないわけよ、もう。調査業務出さんでも本人と直接話して、放棄したら放棄し

て町の土地にして、もうこれをなしにしたらね、できるんよ。ほいで、調査費用わしにくれたら、わし3日間でやっちゃうよ。あなた方が3回ほど行ったら、調査費用なんか要らんのよ。だから、こういうところでみんな、皆さん分からのじゃが、調査じゃ委託じゃ言われるから、さっきみたいにきちっと委託しちよるから、説明ができんのよ。自分が絡んじよったら説明ができるんよ。ほいじゃから、わし、まあ、わしじゃなくても、あんたらが直接足を運びゃあ、うん言うてよ。あんた、うなずいたって、そりゃ、当たり前じゃけ、あんた、500万も出したら分けてくれるよう。それじゃけ、そういうことをね、分かった人にちょっと、地元にはおってじゃないか。やっぱり相談してからにね、やっぱ計画ちゅうものは立てたほうが町の税金の無駄遣いにならんのじゃないかちゅうことを、中にもいっぱいあるけん、まあ後でやるんじゃがの。そう思うんじゃが、そう思われませんかちゅうことを、ちょっと聞いてみる。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの調査業務は、今おっしゃられました溜池の中に一時的に水を溜めた場合にですね、町として一番怖いのはそれが決壊をしてしまうというのが一番恐れていることですので、この調査業務は溜池の停滞、要はそれを溜める部分が、どのような状態で、安定計算等をした上ですね、水を一時的に溜めるのに耐えられるのかどうか、また耐えれない場合には、それらを改修するのに、どういった施工方法で、概算工事費がどの程度かかるかというのを事前に調査しようとするものでございます。

○委員長（佐中）崎本委員。

○委員（崎本）ほいじゃけん、その調査方法ちゅうものは、それを知ちよる人に聞きゃあ分かることよの。もともと溜池ちゅうものは、栓があるんよ。栓をしたら溜池に水が溜まるようになちよるんよ。その栓が抜けちよるけ、溜池に水が溜まらんのよ、雨が、降っても。ほんじゃけ、あんたが理屈を言うんなら、わし教えてあげるけえ、教えてあげるけん、これは、それが分かってから執行してくださいや。きちっと説明してあげるけえの。あなたが理屈言う前に。こここう、だけ、あの池は水が溜まらんのよ。大雨があって、30年の洪水のときにも、水溜まっちゃあへんじゃない。ほいじゃけん、理屈言う前にね、ちゃっと、あなた方は調査研究、ちいとでもせないけんちゅうことをわし言いよるんよ。何でもかんでも委託じゃ、業務委託じゃ何じゃかんじゃしたら、まずはどういうふうにせないけんか、地元の知った人がえっとおるじゃない、知った人が文句言よるじゃない。その人に聞いたら分かるじゃろ、ある程度。そこを言いよるんよ。まだ、

まだ、どうのこうの。知らなかったら教えてあげるよ。どう。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）はい、今委員御指摘のようにですね、いろいろな方のそういったお知恵も拝借をした上で今後も進めてまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）崎本委員。

○委員（崎本）ちょっと抜けとるじゃない。それをちゃつとしてから、実行しなさいや、執行しなさい。皆、言われたらね、今から予算で言われたことは、ちゃつと調査で、町で調査をした上で、委託するなら委託、執行するなら執行するようにしてください。分かった。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）はい。執行に当たりましては十分に関係者の方の御意見等を伺った上で行ってまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかに。前田委員。

○委員（前田）資料 49 の 1 番と 6 番。これはね、まあ、2、3 年前じゃ思うとったが、もうちょっと前かも分かんが、これは 1 メートルぐらい深さ、これ、かくはんしてセメントで固めたはずなんよ。1 番はちょっと覚えんけども、1 番も 3、4 年前に舗装をやり替えたような気がするが、傷む原因は何かいうんと、そのまあ、やり替えとらんのかどうか分かんが、そこらを含めて答弁願いたいよ。特に 6 番については、さっき言うたように 1 メートルぐらい、ちょっと分かりやすう言うと、耕運機の大型を入れて、セメントを入れてかくはんしたというふうに、わし記憶しとるんじゃがね。それが、なぜやり替えにゃいけんようになったんか、元の施工が悪いのか、どういうことでこういう特に、1 番については 1,700 万もかけて、利用量がないというような気がするが、そこらどうなんかいの、この二つ。もう一つはね、尾崎川 3 号、写真の 1 枚、あれは裏から写しとるんか、逆さまに貼つとるんかよう分かん、この右側の写真がね。それとさっき、宗像委員が言うたように、橋脚が弱いけえ上の架替えができんいうたら、修理しても橋脚が弱かったら同じことじゃないか思うんじゃが、何かその辺の説明がよう分かん。そこら併せて説明願いたい。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）まず、番号 1 の町道 3 号線につきましては、今まで計画的に工区を分けて修繕をさせてきていただいておりますけれども、今回上げさせていただいております。

ますのは、これまでにまだ修繕箇所として上げていない舗装が傷んだ箇所でございます。で、番号6、町道259号線につきましては、大型車両の通行等の影響により、わだち等が大変段差が激しい状態になっておりますので、バイク等の転倒の危険性が出てくることから、修繕のほうをさせていただくものでございます。番号9、尾崎川3号橋でございますが、今の状態であれば修繕でできるんですけれども、架替えということになりますと、現在の河川の構造基準に基づいて設計する必要があるでございますので、橋台という、のっける台の部分についての検討、修繕、新設等々が出てくるというものでございます。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）ちょっとよう分からんが、その3号、何か知らんけども、順次やっとなんかどうかならんが、何回も同じところをやっとなんか気がするんだけど、それはまあそれで、特にね、さっき言うた、6番目、259号か、それは、言いたいことは何かいうのはね、さっき言うたように、耕運機の大型で、セメントを入れて1メートルぐらいの厚みをかくはんしたようにわし記憶しとるんよ。それが今の説明では、でこぼこじゃけバイクがひっくり返るけ直させてくれと言うとる。問うとる意味と違うんよ、答弁が。そういうふうにやり替えとるのに、それが悪いんじゃないんか、そのやり方が。わずか3年か5年でその1メートルぐらいの厚みのものをかくはん、セメントで固めたものが、今言うようにバイクがひっくりこけるようなでこぼこなとる。設計か工法に問題があるんじゃないんか、施工に問題があるんじゃないんかいうことを言うわけよ。いわゆる、先ほども崎本委員から出とる税金の無駄遣い、そういう無駄な投資になっておるんじゃないかいうことでね、もっと慎重にやるべきところじゃないかいうことを言いたいわけよ、どうなんか。それでもう一つ、答え返つたらんのが、尾崎川の写真が裏返しなんか裏から写したんか、逆さまなんか、ちょっとこの写真の理解ができんけ説明してくれ言うたんよ、そういうこと。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）まず259号線ですけれども、路盤、要は、路盤部分といいますか、アスファルトの下部分を改良したのではないかという御指摘でございますけれども、申し訳ございません、私が課長になってからは、そのような工事はちょっとやっておりますので、それよりも古い時代にですね、やっておるかどうかというところまでは、今すぐにちょっとお答えできないところでございます。ただ、今回修繕をさせていただきますのは、路盤ではなくて、その上のアスファルト部分が、大型車両であるとか、夏の

高温によって、流動というんですけれども、動いて、わだちが非常にひどい状態になっておりますので、それらを修繕をさせていただこうとするものでございます。もう一つ、尾崎川3号橋の写真でございますが、これは、橋の裏側を、川のほうから見上げて撮った写真でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、質疑を終結をいたします。それではこれよりスライドによる工事箇所の説明を受けます。準備のため、暫時休憩をいたします。再開は、10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは、少し早いようですが、お揃いのようなので始めます。休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。それでは、スライドによる工事箇所説明を行います。質疑は個別に行いますので、よろしくお願いします。それでは、都市整備課から、まずナンバー1、説明をお願いします。建設部次長。

○建設部次長（門前）では、都市整備課の海田総合公園キャンプ場キャンプサイト造成工事につきましてスライド、こちらの図面でございます。海田総合公園第2期整備区域の計画平面図でございます。なお、下のほうを御覧いただきます。ちょうどこちら、下のほうが、今回のキャンプサイトの場所に当たるものでございます。では、次です。こちららは、赤色を塗った部分がキャンプサイトの造成工事の箇所でございます。続きまして、工事概要でございます。橋りょうにつきましては、延長6.5メートル、幅員3メートルの橋りょう1基、架設いたしまして、園路につきましては、延長200メートル、2メートルから3メートルの整備を行います。キャンプサイトの造成工事の面積は、1,700平方メートルでございます。では、①の橋りょう架設工についてでございます。新たに橋りょうを架設することで、キャンプサイトの管理及び利用の際に車で荷物の搬入等を行えるよう、利便性の向上を図るものでございます。左側の写真が、現在キャンプ場の入口のほうから上がったところに現在の駐車場がございますけれども、そこからちょっと上がったところに橋がございます。その写真でございます。で、右側の完成イメージのほうなんです

が、現在の橋のやや上流側に新たに車が通行可能な橋りょうの架設を行うものでございまして、現在の橋は、歩行者の方に利用していただけるようにということで、引き続き残してまいります。続きまして、園路整備工でございますが、段差の解消や、雑木等伐採いたしまして、脱色アスファルト舗装として整備するものでございます。右側を御覧いただきますと、薄い色の部分ですね、こちらが園路、一段高い濃い色部分のところが、キャンプサイトでございます。ちょうど上のほうから下を見おろしたような形でイメージ図のほうを作らせていただいております。続きまして園路整備工でございます。下り方向の園路の写真、現況とイメージ化したものでございます。次の園路整備工は、逆に今度は園路の下からキャンプ場サイトの方、上の方を向いて、現況とイメージをお示しさせていただいたものでございます。こちらが上り方向です。園路の写真をイメージと併せてお示したものでございます。次です。キャンプサイト造成工でございます。現在、キャンプサイトに生えている雑木等を伐採いたしまして、右側の完成イメージのとおり、表土、厚み 10 センチ分をですね、真砂土に置き換えるという形にさせていただこうと思っております。次は、7 のキャンプサイト、工事自体は同じなんですが、先ほど御説明した、一段高い位置になるということでございます。以上で写真のほう終わりなんですが、予算額につきましては、3,500 万円ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。宗像委員。

○委員（宗像）橋りょうを架けて園路を作られるということなんですが、常時これ一般車両も車が通行できる園路として整備するんですか、それとも、何かのときに使えるようにするために、橋架けて車が通れるようにするのか、誰でも通行できるんやったら、園路ももうちょっと検討しないと、自動車と、それから歩行者、両方が同時に通るような格好になるんで、その辺についてどのように考えておられるのか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）園路は確かに3メートルのところまでが車が入れることを想定しております。で、確かに園路自体は3メートルなんですが、キャンプサイトの部分も、ありますので、例えば離合であるとかそういうことは可能であると思っておるんですが、頻繁に通るとかそういうことではなくて、管理上であるとか、あくまでも荷物をですね、そこにどうしてもたくさん荷物をお持ちの方もいらっしゃると思います。そういうときに、利便性の向上を図るためという形でですね、今回、整備させていただきたいという

ことでございます。

○委員長（佐中） 崎本委員。

○委員（崎本） あなた、ほんじゃそれならそれでちゃんと説明のときにちゃんと言わなの、あんた、仮設じゃ言うたろう。

○委員長（佐中） 答弁は。

○委員（崎本） いいです。

○委員長（佐中） 宗像委員。

○委員（宗像） キャンプサイトの部分ですが、これ、だっ広くするっていう、今、上に駐車場みたいなところが一部ありますよね。ああいう状態を造っていくというふうに理解していいんかどうか。

○委員長（佐中） 建設部次長。

○建設部次長（門前） さっきスライドのほうで御説明いたしましたように、これが7番目なんです、これ、上の段です。で、もう一段下がって、平たいような形で2面造るような形のイメージを思っております。

○委員長（佐中） 宗像委員。

○委員（宗像） 多分、今一番上の、これかな、これ、これが今駐車場みたいなところになるところだと思うんですが、これ、これ、上からも車、逆方向からも車入ってきますよね。で、そのときにそういう車と今この園路入ってくる車との、要するに、ここをキャンプサイトとして使うのであれば、その辺の整理をしとかなないと、ダーダーになってキャンプしとるところへ向けて、車が入ってきてっていう問題が出てくると思うんですよ。その辺について、どのように考えてこれを設計されてるのか。要は、その辺をきちっと住み分けをきちんと、利用者に対してしてあげとかなないと、それこそ、これをキャンプサイトいうか、ここにテント張るとる可能性があると思うんで、そこに横に車ゴンゴン、ゴンゴンということはないと思うんですが、車が来て、来ちゃうというふうな問題が起こると思うんで、車が通行できる部分、それから完全にキャンプサイトの部分、その辺を、しっかりと区分け、整備するついでに併せてする必要があると思うんですが、それについてどのように考えておるか。

○委員長（佐中） 建設部次長。

○建設部次長（門前） 今回はですね、一部キャンプサイトの工事をするものですが、委員御指摘のようにですね、今後キャンプサイトの整備を進めていく上では、そういった安

全性の確保、自動車と利用者の方、その辺は十分安全性の確保をしてですね、整備を進めていくということでやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、じゃあ、質疑を終結いたします。続いて、ナンバー２。説明をお願いします。建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、続きまして、町営第２蟹原住宅内部等改修工事について御説明させていただきます。まず、こちらが位置図でございます。次に、施設概要につきましては記載のとおりでございます。次の工事概要のとおりですね、居住性の向上であるとか、高齢者の方などが安全で安心して暮らせるための改善というものを、こちらに記載されていることを通じてですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。では個別に御説明いたします。まず、左側の写真、ユニットバス新設についてでございますが、現在は入居者の方御自身がですね、入られる際には浴槽を設置していただいているんですが、この度は町のほうでユニットバスを設置いたしまして常設化するものでございます。次の右側です。②の洗面化粧台既設撤去新設についてでございます。老朽化しております洗面化粧台を温水対応品に取替えるものでございます。次に左側の③のほうです。給湯器新設についてでございます。給湯器を新設いたしまして、食堂、浴室、洗面化粧台の水道でお湯を使えるように改善するものでございます。右側、④です。トイレ手すり新設についてでございますが、トイレ内に赤色で表記しております、そこに手すりを設置させていただきたいというふうに考えております。左側の⑤でございます、１階住居玄関バリアフリー改修についてでございます。１階住戸について、赤色で表記しているとおりですね、手すりの設置であるとか、腰掛け可能な下足箱を設置いたしましてですね、バリアフリー対応を進めるものでございます。そのほか右側でございますように、集会所、倉庫の外壁、屋根改修を行ってまいりたいというふうに考えております。予算額は、１億２,０００万円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。宗像委員。

○委員（宗像）まず、これをやろうとすれば、当然、人間が住んでたらないですね、人が住んでる住居者が。で、まず、その人たちの対応はどのようにして改装されるのか。多分どっか空いたところへ移しながら、空いたところをやられるんじゃないかと思うんですが、それに間違いはないかどうか、その場合に、１年間でこれ全部の部屋が改装できる

んかどうか、お願いします。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）我々が考えておりますのは、現在二つほど部屋が空いております。

大体1部屋改修するのにですね、約10日間ぐらいかかるのではないかというふうに考えておりますので、それぞれ皆様方にですね、移っていただいて、そして改修のほう、そしてまた戻っていただくというような形をとってまいりたい。それで、来年度中に実施可能であるというふうに考えております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）もう1点。浴槽をきれいにされて、多分、ユニットバスにされるんだろう、で、きれいになるんじゃないかと思うんですが、せっかくトイレもやるんだから、これ、トイレも古いタイプのトイレを使ってるはずなんで、今風のきちんとしたのに、ついでに入替えてあげるということは考えられなかったんですか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）現時点ではそのようなことは考えてはおりませんが、今回少なくともさせていただくものにつきましては、住民の、実際に住んでおられる方々の利便性、快適性の向上には十分とつながるというふうに考えておりますので、しっかりとした対応はやってまいりたいというふうに思います。

○委員長（佐中）多田委員。

○委員（多田）ここに集会所の屋根改修か、外壁とかって書いてあるんだけど、あれ、現実にはこの団地の、団地いうんか、町営住宅の集会所じゃなくて、蟹原の自治会館ですね。蟹原の自治会らしいんですよ。そこちょっと、そこもやるんですかね。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）あくまでも、こちらは町営住宅の集会所でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。小田委員。

○委員（小田）玄関やトイレに手すりを付けられるのであれば、浴室にも手すりを付けられたほうが良かったのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただ今の浴室の手すりの件でございますが、今回ユニットバスというところでございますのでそういった機能を付いたものを設置してまいります。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。なければ終結したいと思いますが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）はいじゃ、終結いたします。続いて、ナンバー３を議題といたします。
入替えがございますので、少々お待ちください。

(執行部入替)

○委員長（佐中）はい、いいですか。建設課長。はい、着席でやってください。

○建設課長（木村）はい、それでは着座にて御説明をさせていただきます。資料番号は、49の8ページ目の番号8になります。仮称町道143号線道路改良工事です。こちらは位置図になります。三迫二丁目地内の三迫川に橋りょうを架設するため、赤色で着色している箇所下部工2基を整備するものでございます。概要図になります。赤色で着色した部分が下部工になります。山側から芸陽バスの回転場を見下した写真になります。赤色で着色した部分が、仮称町道143号線のイメージです。黄色で着色した部分が、町道6号線バイパスのイメージになります。芸陽バスの回転場方向から山側を見上げた写真になります。先ほどと同様に赤色で着色した部分が、仮称町道143号線のイメージ、黄色で着色した部分が、町道6号線バイパスのイメージです。青色で着色した部分が、下部工のイメージの図面になります。予算額は、5,500万円です。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）質疑を終結いたします。それでは、続いて、ナンバー4の、上下水道課です。いいですか。はい、上下水道課長、着席でやってください。

○上下水道課長（早稲田）はい。それでは、公共下水道事業の工事等の内容を説明させていただきます。資料のほうは、工事等箇所図の52、番号1でございます。件名は、新町処理分区中店地区JR横断污水管布設委託です。この工事は広島市東部地区連続立体交差事業との兼ね合いで、見合わせていた中店地区の未整備地域の供用開始に向けた污水管きよの整備でございます。当該地区は、JRの横断が不可欠なこと、これまで未整備となっていましたが、連続立体事業の進捗によりJR横断部の施工にめどが立ったことから、工事に着手するものです。鉄道横断部の污水管きよの布設として、推進工法でパイ200の污水管を25.7メートル布設するものです。予算額は、4,000万円でございます。こちらが現場の写真となります。写真左側の発進立坑から右側の到達立坑までの区間について、列車軌道敷を下越しする推進工事を、西日本旅客鉄道株式会社に委託するもの

でございます。なおＪＲへの委託は、先方から下半期との方針が示されております。ＪＲの他工事の進捗もありますので、着手時期は、現時点では不明確になっております。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）はい。以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像）今、着手時期不明って言われたんですが、来年度中大丈夫なんですね。まずそれ聞きたい。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。現在ＪＲとの実施協議に入っております。予定としてはＪＲのほうで、下半期、要は、お盆とかゴールデンウィークの忙しい時期を外して下半期に入ります関係で、着手は年度内を予定していただいておりますが、完成につきましては、年度をまたぐ可能性はあると聞いております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）１点気にかかって、今まで遅れてきた一つの理由が連続立体交差事業の下部工の関係があったんだろうと思います。下部工というか、橋脚の。で、その基礎の関係があって、ずっと遅れてきたんだろうと思うんですが、これ、ほんまに大丈夫ですね。一番気にしとるんで、改めて再確認をさせてください。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。ＪＲのほうも、連続立体交差事業の事業計画が確定してからでないと施工ができないということで、事前協議までは進めておりましたが、実施協議が止まっておりました。この度めどが立ったということで、この工事をＪＲのほうに委託するものでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ質疑を終結いたします。最後に、ナンバー５、議題といたします。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、続きまして、資料のほうは番号４の１と４の２の、尾崎川周辺流域浸水対策整備工事です。尾崎川周辺流域の浸水対策については、広島県が整備する尾崎排水機が完了しなければ抜本的な浸水対策の対応は困難であり、完了までにはしばらくの期間を要する見込みであると思われます。そこで、平成３０年７月豪雨の被

害状況を踏まえ、浸水被害軽減のために尾崎川や水路の越水対策を行い、災害に強いまちづくりに取り組むものです。位置図にありますように、令和3年度は、住宅の多い県道矢野海田線から町道258号線までの区間を対象にし、スライド式止水壁、パラペットは、位置図に水色で示しております①と②の2か所に止水壁を設置するものでございます。こちらが構造図のイメージ図でございます。両サイドから止水板をスライドさせて締め切り、尾崎川からの越水を防ぐものです。こちらが現場の写真となります。こちらが①のほうで、こちらが②のほうになります。次に、逆流防止蓋、フラップゲートにつきましては、位置図で示させていただいておりますように、③から⑨までの、尾崎川に排水している7か所にありますパイ150から400ミリの管きょへ概要図のような蓋を設置するものです。こちらが、⑧の吐口管きょへの現場の写真となります。尾崎川の水位が上昇し水が逆流するのを防ぐため、吐口管きょの中に設置して蓋をするものです。次に、水路の止水壁につきましては、位置図の緑色の区間約50メートルを対象にしております。こちらが現場の写真となります。が、当該地は、住宅が撤去され昨年の10月に更地になったばかりで、これから次の建築計画を進めていくと伺っており、水路の改修を視野に入れながら、止水壁の構造など地権者と交渉中です。こちらが現在交渉中のイメージ図となります。急きょ交渉を開始した関係で未確定な計画をお示しておりますが、事情をお含みいただき、御理解をお願いいたします。最後に、平成30年7月豪雨による浸水状況です。写真の下から、尾崎川、町道、住宅となります。ガードレールの下に既存のコンクリート止水壁がありますが、今回は、通常歩行者等が通行する通行部分でコンクリート止水壁がない箇所に、スライド式の止水壁を設置します。なお天板の高さは、既存の高さに合わせる形となります。この度の工事により、浸水地区の軽減が図れるものと考えています。予算額は、2,000万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）最後のほうの説明で、この止水壁の高さ、既存のままにするというて聞いたんですが、それやったら、これ、もう水が引き始めた写真なんですよ。一番ひどいとき、あの止水壁超えとんじゃけ、何の意味もないんよ、今更工事しても、今の高さのまんまです。何でそういう中途半端なことするのか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。今回の対策でございますが、水路に蓋をすることによる逆流防止によって、その水が入ってくるのを防ぐとかいういろいろシミュレーションを掛けさせていただきました。その結果、段階的に整備することによって、今、現況にある止水壁の高さの 10 センチ下、これが、最高水位という形でシミュレーションしておりますので、今の高さでいけるという形になっております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）今の高さもシミュレーションして出しとるはずなんよ。で、それを超えたじゃろ。ましてや、逆流防止弁付けて逆流はしてこんけども、尾崎川に入る水はドーンと入ってくるわけやろ。尾崎川に水が入るんじゃろ、逆流防止弁つけても。入らんにしたら、今度どっかからボンボンボン溢れるわけなんよ。じゃけ、なんかこれ今話聞きよったら、止水壁の高さそのままじゃったら、あの、ドアが便利になるというだけの話であって、せっかく金かけるのに、30 年豪雨を全然考慮しとらんじゃないかいう話になるんよ。その辺どう考えとるんかな。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、段階的ではあるんですが、今回の工事は、今の流域を壁で防いで、壁を造ることで、周りを越えるのを防ぐ、プラス逆流を防止する、そうすると外へ出ませんから、ポンプで吐き出すという 3 点セットを考えておりますので、最終的にはポンプで吐き出すところが、中にたまった水を出すところでございますから、そこまで行く段階との時間系統でシミュレーションした結果、今の高さを導き出したものでございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）ポンプは多分 4 年度ぐらいからやるんじゃろう思うけども、いうことは、今度、尾崎川にバーンと水が入るわけじゃけ、水位が高うなるんよ、尾崎川のほうが。じゃ、その分、壁も高うするんじゃなかったっけ、当初の計画では。確かそういうふうに基本計画、基本設計のときにそういう話は聞いとるよ。ところが、今、やるとなると、ぜんぜん話が違ってくるじゃん。何で、余裕もたせた工事をせんのんかね。そこなんよ。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）ちょっと私の説明が非常に分かりにくいんですが、尾崎排水機のほうは稼働しとるというシミュレーションをしております。そうしますと、入ってくる流達時間との兼ね合いで、水位が上がったり下がったりするところで、その辺の高さ

が落ちついたかたちの水位で設定したものでございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）当初の計画じゃったら、今度、南堀川地内に6か所ちっちゃいポンプ埋めて流すいう話じゃったじゃない。それに合わせて止水壁も高くする言いよったじゃろ。それ、いつの間に変わったん、その計画。それ今初めて聞いたんよ。当初、しょっぱなの予算のときにそういう説明を受けとるよ。ところが、いざやるとなったら下げる。おかしいじゃろう。何遍も言うように、30年豪雨で避難勧告出たとき、もう、あの辺、水浸しになっとったんよ。迂回させることもできんかった。それが、あの歩道が浸かっても地域内が浸水せんかったら、迂回させて避難できるわけよ。その辺、全然考えとらんじゃろ、今回また。雨水がばんばん入るけ壁を高くします、強制的に地域内の雨水を尾崎川のほうに流します。それで水位が上がっても止水壁高くしとるから大丈夫ですいう話だったじゃない。その前提が崩れとるんよ、ほんまに大丈夫なんいうたら、シミュレーションしましたシミュレーションしましたいうて。それで溢れたら、もう許さんぞ、今度。ただでさえ、中雨水幹線先にバンやってしもうたけ、あの辺水浸しになるんじゃけ。何遍も言うように、海田町の犠牲になっとるんよ、あそこは。何で中途半端なことをするのかと思う。その辺うまいこと説明。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。昨年度、基本設計をする前、我々職員のほうで、30年7月豪雨をコンサル、専門家の知識をいただいて、7地区に分けてポンプを設置するという計画を実際させていただきました。で、基本設計の中で、シミュレーション等を行うことによってそのポンプの箇所を減すことができる。で、そのシミュレーションの中で尾崎川のポンプの実際の稼働状況であるとか、豪雨の状況をシミュレーションした結果、この度の対策をとることで、浸水の軽減、全く冠水しないことはないんですが、軽減が図れる、効率的なところを選択させていただいた結果でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）以上で、工事箇所説明の全てを終了いたします。暫時休憩をいたします。

なお、今11時ですが、日程より1時間早いということで、繰り上げて審議をしたいと

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) それでは、15分後、20分から再開をいたします。それまでに、説明員、準備をしてください。それでは、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(佐中) それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続いて、第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画と海田町財政収支見通しについての説明を受けます。説明と質疑は個別に行います。それでは初めに、第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画について、執行部より説明を求めます。座って説明をしてください。企画課長。

○企画課長(鎌田) 失礼いたします。それでは、第5次海田町総合計画前期基本計画の実施計画につきまして御説明を申し上げます。資料につきましては資料の40並びに資料41をお願いをいたします。説明につきましては、資料40の第5次海田町総合計画前期基本計画実施計画の概要と記された資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず1点目の計画の趣旨につきましては、総合計画で掲げております、ひと・まち・みらいをつなぐ暮らしやすさが実感できるまちかいた、の実現に向けまして、前期5年間でございます、お示しをしております施策の実施のために、今後3か年で必要が見込まれております事務事業につきまして、主に、当初予算の観点の基本をいたしまして計画を策定したものでございます。計画期間につきましては、繰返しになりますけれども、令和3年度から令和5年度までの3か年ということで、10年間の総合計画、5年間ずつの基本計画、更に加えて3年ごとに計画を見直していきます実施計画ということで、きめ細かく取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。4番の考え方でございますけれども、庁舎建設などを初めといたしまして大きな事業が見込まれておりますので、こういったものを織り込みまして、3か年、計画的な事業を実施するための計画としております。施策の大綱ごとの分類につきましては、5番の実施事業計画にお示しをしております。主なものでございますけれども、1番の、子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりにつきましては、令和3年度から令和4年度にかけては、乳幼児

医療の給付ですとか、子どもの予防的支援機構に係る事業費というのが増要素として中に含まれております一方で、保育所整備に係る事業費というものが整備の状況によりまして大幅減になっているということから、トータルでは事業費の減という形で、この表の中では、令和3年度から4年度にかけましては表れているというところでございます。もう1点、主な動きといたしまして、計画の推進力、裏面になります。おめくりをいただきまして、計画の推進力でございます。令和4年度から令和5年度にかけまして、こちらは主に庁舎建設が入ってまいりますので減となっております。こういった大きな事業の流れを見込みながらこの表のほうを作成をしておるところでございます。資料40の一番最後でございます。実施計画事業費の構成というものをそれぞれの年度でどれくらいの割合を占めているかというのをお示ししたものが下の表でございます。大規模事業、庁舎建設などの大規模事業の進捗に伴い割合の変化等はございますけれども、おおむね同程度の割合を維持しながら、バランスを見ながら、施策を展開してまいりたいと考えております。

資料41につきましては、この実施計画の本編という形でございます。基本計画でお示しをした施策の体系ごとに、それぞれ取りまとめてお示しをさせていただいております。詳細につきましては後ほど御覧をいただきたいと思っておりますけれども、特に御説明を申し上げたいのが、資料41の2ページをお願いいたします。資料41の2ページ目でございます。第5次海田町総合計画の施策体系ということで、今回の実施計画から、全体の計画の体系も併せてお示しをさせていただきたいと考えております。個々の事業がどの位置、どの施策につながっているのかというのを見ていただくためにこの資料を付け加えさせていただきました。最後でございます。もう1枚おめくりをいただきまして、4ページ以降でございます。今回、5次総合計画を策定するに当たりまして、皆さんからの意見も賜りまして、成果指標というものをそれぞれ設定をさせていただいております。今後取り組みます事務事業がこの成果の達成に向けてどの程度寄与しているかといった点を、今後、詳しく検証しながら、随時皆様にお示ししながら、施策のほうを進めてまいりたいということで、資料のほうを作成をしておるところでございます。説明につきましては以上でございます。お願いいたします。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。多田委員。

○委員（多田）この環境に優しいまちづくりの中に、高齢者ごみ出し支援事業、来年度か

ら始めていただけるんですけど、これは、ここの位置付けというのは、環境に、環境政策として、ここに出されてると思うんですけど、どちらかといえば福祉のほうに入るんじゃないかと思うんですけど、こちらのほうに入れられたというか、環境に優しいのほうに入ってるのはどうしてでしょうか。

○委員長（佐中）企画課長。

○企画課長（鎌田）御指摘いただきましたとおり、一つの事業でありまして、さまざまな効果というのを期待しながら、本町としては作成をしているところでございまして、ごみ出し環境の、皆様がごみを出していただきやすい環境を整備するという観点から、この資料 40 につきましてはこちらの枠の中に入れていただいておりますけれども、決してその他の効果を見ていないというわけではございませんので御理解をいただければと思います。

○委員長（佐中）ほかに質疑はありませんか。下岡委員。

○委員（下岡）この実施計画のですね、20 ページ。地域公共交通維持確保事業。毎年、約 3,000 万弱の金額が入ってるんですけども、今まで補助いうと、大体 1,800 万ぐらいだったのがですね、3,000 万に増えてる。で、前田議員も一般質問で言ったけどですね、これだったら、もう、デマンドタクシーのほうが、変わらんぐらいになってきてるんじゃないです。利用者 1 人当たり。ちょっと、今の、3、4、5 年度のですね、利用人員計画、ちょっと教えてもらえます。

○委員長（佐中）はい、町民生活課長。

○町民生活課長（水川）こちらの地域公共維持確保事業につきましては、令和 2 年度まではバス路線維持事業と町内循環バス運行事業というものがありました。それらの二つの事業を統合して、事業名を変更したものでございます。このうち、バス路線維持事業分が約 300 万円あります。それと、今まで町内循環バス運行事業で大きなものを占めていたものは、循環バスの運行負担金でございます。令和 3 年度からは、今回 2 ルート化したしましたので、その分、運行負担金が増えたものでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「人数、答弁しとらん」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。この予算を編成するに当たりまして、やはり今、新型コロナウイルスの関係で乗客数が減っております。乗客の見込みの運賃収入といたしまして

は、約 1 万 2,500 人を見込んでやっております。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡） 1 万 2,000 人です、たった。ほんで 2,900、3,000 万ですよ。今まで、300 万がバス路線じゃいうから、今の、済生会行くところのやつでしょ、残り 2,700 万が、そしたら循環バスじゃないですか。2,700 万を 1 万 2,500 で割ったら 1 人幾らになるんです。二千幾らになるじゃないですか。二千幾らになるんだったらもう、タクシー雇ったほうがおつりが来るもう、往復でもできるじゃないですか。そんな計画、ようやるなと。まさしく前田さんが言ったように、デマンドタクシー雇ってですよ、1 人 1 回乗ったら、2,000 円補償するいうたら、誰でもやりますよ、タクシー。こんな、こんな計画いうてあります、ちょっと。

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この第 5 次総合計画で、循環コミュニティバスの利用者数は、目標値、令和 7 年度で 5 万 2,000 人としております。ただ、令和 3 年度の予算につきましては、乗客数というよりは、運賃の収入の見込み数は 1 万 2,500 人でございますが、当然ながら、乗客数としてはそれより多い数字を見込んでおります。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）今まで循環バスいうたら、年間ね、4 万人とか 3 万人いうてからですね、1 回でも乗ったらカウントしてたでしょう。そういう意味で、利用見込みは何人を見込んどるんですかと言ってるんですよ。じゃけ、3,000 万という根拠を教えてください。2,977 万いくらか、この根拠。これもう、予算ですよ。令和 3 年度の。その根拠を説明してください。

（「何か目標がなけりゃ予算決められんでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）循環バスの運行負担金につきましては、予算としましては約 2,600 万でございます。負担金そのものは 2,830 万円、約の金額になります。そこから運賃収入の 188 万円を差し引いて、あと広告収入費約 8 万円、それを引いたものが運行負担金の算定根拠となっております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。下岡委員。

○委員（下岡）そういうことですよ、循環バスに対して芸陽バスに補助するのが、2,600 万補助しますよというて言ってるんですよ。それと、利用人員と合わないというて言っ

てるんですよ、2,600 万出してですよ、たった年間 1 万 2,000 幾らということないじゃろうと、ね。それだったら今言うように、1 回 1 人乗ったら 2,000 円以上補助することになるんですよ。だったらタクシー、ね、町内、まあ平均したら、1 回乗って 1,000 円ぐらいのもんでしょう。倍以上、循環バスだったら補助するんかいうて聞いているんですよ。どう見ても計算がおかしいじゃろうと。計算根拠を示してくださいと言っているんですよ。

（「人間の数、言うけいけんのよ」と呼ぶ者あり）

（「暫時休憩しましょうや」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 3 2 分 休憩

午前 1 1 時 3 6 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。先ほどの答弁をお願いします。町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。申し訳ありません。循環バスの利用者数は、令和元年度と同様の 4 万 500 人を見込んでおります。そして、令和 7 年度の目標値は 5 万 2,000 人としております。ただし、先ほど言われました令和 3 年度の予算の根拠としましては、新型コロナウイルスの関係で、算定根拠としまして、運賃収入の計算をするに当たり、少ない数字で見積もったものでございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）まちづくり、第 5 章、34 ページ。海田東公民館改修事業。庇でさっきも説明ありましたけど 50 万。で、東公民館についてですよ、二つの観点からですね、もう建替えるべきじゃないかいうて、私、一般質問でやったんです。そしたら、第 5 次総合計画で検討しますいうて、町長答弁あったんです。だけど、全然これ計画入っていないじゃないですか、実施計画ではね。海田公民館建てる時もですね、基本構想、平成 26 年に入ってますよ、令和 2 年、6 年かかっているんです、基本構想から。それ以前にですね、やっぱり 3、4 年間、検討期間があったと。10 年スパンでですね、やっぱり、海田公民館のときにはやっているんです。全然、東公民館建て替える意思がないじゃないですか。一つは、4 月から洪水ハザードマップでこの東公民館の位置は 3 メートルから 4 メートル、3 メートルから 5 メートル浸水すると想定されているわけでしょう。で、何

か知らんけども強靱化計画で、リスクがどうだこうだいうて説明しとるけどもですね、東公民館のリスクは相当高いですよ。そういう意味と、やっぱり老朽化してですね、今も庇をもう修繕しなきゃ、入口のところ見上げたらですね、剥げよるじゃないですか。あと、それ以外でも、傷んでるのにならですね、全く何の計画もないというのはおかしいんじゃないです。その答弁との整合性もないじゃないですか。いつ、これ、第5次総合計画で東公民館の建替計画を始めるんです。始めるんだったら、少なくともですね、内部ではですね、これ、担当は生涯学習課になるかもしれんけども、生活安全課、災害課になるかもしれんけども、ちゃんとどっかで始めるべきじゃないです。どうなんです。それ、町長か副町長、答弁してください。

○委員長（佐中）副町長。

○副町長（櫻）東公民館につきましては、この3年間の計画に入っておりませんが、総合計画の中で、必要な機能も含め再整備を検討というふうに記載しております。今後検討していきたいと考えております。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）具体的に、第5次総合計画のですね、いつからその検討に着手するのか、お答えください。

○委員長（佐中）副町長。

○副町長（櫻）時期も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかに、質疑はありませんか。富永委員。

○委員（富永）実施計画の25ページにある地域共生社会推進事業とありますけれども、こちら新規事業、ちょっと説明が、どこにも書かれていないんですけれども、こういった内容か教えていただけますか。

○委員長（佐中）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）この事業につきましては、地域の支え合いやその担い手を広げる地域福祉の推進に取り組むものでございまして、来年度につきましては、住民意識の啓発のための講演会の開催をしたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。質疑を終結をいたします。続いて、海田町財政収支見通しについて執行部より説明を求めます。座って説明をしてください。財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、海田町財政収支見通しについて御説明いたします。資料は、資料 42、海田町財政収支見通しをお願いいたします。資料の表紙をめくっていただき、裏面の 1 ページ目をお願いいたします。作成に当たっての基本的な考え方でございますが、この度の収支見通しは、令和 3 年度の当初予算額をベースとして第 5 次海田町総合計画前期基本計画の実施計画を踏まえた事業費等を反映させ、令和 7 年度までの収支見通しを試算したものでございます。庁舎移転事業費については、関係する事業費及び補償金を計上しており、また、令和 3 年度に追加の補正予算対応の予定としている新庁舎の電気設備工事費及び機械設備工事費と保育所整備事業費部分についても、収支見通し上は反映しており、令和 3 年度の当初予算額と収支見通し額には差異が生じております。試算の前提条件については、2 ページに、区分ごとに記載しております。これら前提条件をもとに試算した結果について、3 ページ、4 ページをお願いいたします。3 ページには、歳入歳出の区分ごとに 5 年間の内訳を示しております。また下段には、基金や町債残高の推移、健全化判断比率の試算を記載しております。この度の収支見通しのポイントとして、4 ページ目の上段に、まず財政調整基金の推計を記載しております。財政調整基金残高は、令和 3 年度から令和 7 年度にかけては投資的経費等の財源補填のために取り崩し、令和 7 年度末には約 15.7 億円になる見込みです。次に、下段に、町債残高の推計を記載しております。町債残高は、令和 2 年度から 7 年度にかけては庁舎移転事業等に係る起債により増加し、令和 7 年度末の残高見込みは、約 130 億円、交付税算入分を除いた実質的な町債残高は約 53 億円となる見込みです。次に、裏面 5 ページ目をお願いいたします。公共施設等整備基金の推計でございます。役場庁舎移転補償金については、令和 2 年度収入分の約 9.3 億円は、一旦公共施設等整備基金に積み立ての上、今後の庁舎移転事業費に活用していくものとしております。また、令和 6 年度に収入予定の残りの補償金については、庁舎移転事業債の繰上償還の財源として活用する予定としております。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中） 以上で説明を終わります。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 質疑がないようでございますので、質疑を終結をいたします。それでは、ここで、休憩に入ります。再開は、13 時再開しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。続いて、予算関連条例案についての審査をいたします。町長の提案理由及び主管課長等の説明は終わっております。ここで皆様に御協力をお願いをしておきます。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はありませんので、簡潔に行っていただきますようお願いをいたします。執行部の皆様、答弁は、質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よくメモを取るなどして、答弁漏れがないようお願いをいたします。なお、答弁の際は、挙手の上、ボタンを先に押していただいて、職名を名乗ってくださいようお願いをいたします。初めに、第 12 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）委員長交代をいたします。

○委員長（崎本）委員長が質疑があるようですので、委員長交代して委員長やります。はい、佐中君。

○委員（佐中）国民健康保険税の条例の一部についてを改正する条例案についてお尋ねをいたします。総務委員会で、一定程度説明を受けましたが、理解は一定程度できております。ところがですね、いろいろ計算をしてみると、1,032 円引き上げるということで、確かに、医療分については、県の激変緩和があって、その対応がされておると思いますが、後期高齢者であるとか、あるいは介護納付金について、かなりの部分が、プラスマイナスということで、いろいろ、総合計すると、1,032 円引き上がるということに説明を受けました。確かに国保の医療分は、プラスマイナス、特に、資産割は大きく下がっておるわけですが、しかし、逆に、後期高齢者のほうは上がったり、あるいは、均等割、平等割のほうも、若干変化はありますが、この三つを合わせてですね、1,032 円上がるというように見ていいのかどうか、お尋ねをいたします。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（片山）佐中委員のほうからの御質問でございますが、昨年度と比べて 1,032 円上がると。これは三つ、医療分、後期高齢者支援分、介護分、三つを合わせて 1,032 円かというお尋ねでございます。これはお見込みのとおりでございます。1,032 円は、三つ合わせてということになっております。具体的に申し上げますと、医療分につきま

しては昨年度に比べて 1,247 円、後期高齢者支援分については 3,295.4 円のプラス、医療分もプラスでございます。介護分が 3,511.3 円のマイナスと。これらを合計いたしますと 1,032 円のプラスということでございます。説明は以上です。

○委員長（崎本）佐中君。

○委員（佐中）これから見るとですね、応益応能分が算出できるわけですが、この割合は、今、海田町ではどうなっておりますか、お尋ねします。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（片山）大変失礼いたしました。応能応益の割合でございますが、令和 3 年度、医療分につきましては、所得割が 48.2 パーセント、資産割が 2.2 パーセント、合計いたしますと、応能割が 50.4 パーセント、均等割、平等割が、均等割が 34.7 パーセント、平等割が 14.9 パーセントとなっております。支援分につきましては、所得割が 48.0 パーセント、資産割が 2.4 パーセント、均等割が 34.7 パーセント、平等割が 14.9 パーセント、介護分につきましては、所得割が 46.6 パーセント、資産割が 2.3 パーセント、均等割が 35.6 パーセント、平等割が 15.5 パーセントでございます。説明は以上でございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、委員長交代いたします。

○委員長（佐中）委員長交代します。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なしと認め、質疑を終結をいたします。

続いて、13 号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田委員。

○委員（小田）施行期日でございますが、1 日でも早い実施が望まれると思いますが、約 1 年ぐらい、施行期日かかりますが、もう少し早い実施は不可能なんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、こども課長。

○こども課長（新藤）今回の事業の開始に当たりましては、乳幼児医療費に係る電算システムの改修や、あとは、医師会、医療機関、国保連との周知や調整等がございますので、一定の準備期間が必要と考えておりますので、令和 4 年 1 月開始としております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。はい、小田委員。

○委員（小田）所得制限限度額も現行どおりとされておりますが、これを見直すお考えはなかったのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、こども課長。

○こども課長（新藤）今回につきましては現行どおりとしておりますが、この制度自体が持続可能なものにするためということもありますので、他の事業の見直し等を踏まえて、今後検討してまいります。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて、第 14 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、予算関連条例案の審査を終わります。ここで執行部入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は、入替えと同時にいたしますので、お願いします。しばらく暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 0 9 分 休憩

午後 1 時 1 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。一般会計予算。企画部、総務部関係の審査を行います。ここで皆様に御協力をお願いしておきます。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はありませんが、簡潔に行っていただきますようお願いをいたします。執行部の皆様、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく、メモを取るなどして、答弁漏れがないようお願いをいたします。なお、答弁の際に、挙手の上、職名を名乗っていただきますようお願いいたします。そのときにボタンを押していただければ、よく声がとおりますので、先にボタンを押してください。なお、直ちに答弁ができない場合は、その議題の質疑が終了するまで答弁することを認めることといたします。

それでは、第 15 号議案、令和 3 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。座って説明をお願い

します。はい、新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）はい。それでは、1 ページをお願いいたします。主な新規拡充事業の1 ページをお願いいたします。庁舎移転事業でございます。1 番の目的でございます。広島市東部地区連続立体交差事業の支障である現庁舎の移転を図るとともに、大規模災害の発生に備え、防災拠点として庁舎を整備するものでございます。2 の令和3 年度の事業概要でございます。令和3 年度は、元広島県海田庁舎の解体工事、土壌汚染対策工事等を行ってまいります。それから、令和3 年度の予算額等でございます。予算額につきましては、工事費と管理費で合計で13 億2,150 万円でございます。次に、4 の、今後予定している主要事業案でございますけれども、（1）番の電気設備工事と機械設備工事につきましては、令和3 年度中の予算措置をお願いして、入札へ進めさせていただきたいと考えております。また、2 番の備品及び設備移転等につきましては、備品は、令和5 年度の予算措置及び入札、設備移転等は、令和5 年度の予算措置及び入札を想定しております。また、（3）番の現庁舎解体工事につきましては、令和5 年度の予算措置及び入札を予定しております。新庁舎への移転後、速やかに現庁舎を解体工事に着手し、解体工事完了後に、広島県へ用地引渡しを行う想定でございます。以上で終わります。

○委員長（佐中）続けてお願いします。はい。魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）魅力づくりの推進について御説明をいたします。2 ページのほうをお願いいたします。まず、1 の目的でございますが、海田町の魅力を拡充発信し、交流人口の拡大を図るため、新規拡充事業を実施するものでございます。2 の事業概要といたしまして、三つの事業を示しております。一つ目は、キャラクターぬいぐるみ制作事業で、新規事業でございます。町花ひまわりPRキャラクターであるヒマ太君の高さ約20センチの小型のぬいぐるみを100個作成し、公共施設に置いたり、フェイスブック等で、町内の紹介をする際に使用するなどしてPRしていこうとするものでございます。予算額は、作成委託料として34万9,000円を予定しております。二つ目は、海田町魅力フォトコンテスト事業で、新規事業となります。現在のところ、背高ひまわりフォトコンテストを実施しておりますが、これに加え、海田町内の撮影された魅力ある写真のコンテストを開催し、新たな海田町の魅力の発掘や町内外へPRを行っていこうとするものでございます。予算額は、賞品代として3万7,000円、その発送費として1万3,000円を予定しております。三つ目は、ガイドマップの増刷事業で、拡充事業と

なります。令和2年度に作成した西国街道ガイドマップと日の浦山ガイドマップをそれぞれ増刷し、ガイドツアーやイベント等で配布し、町内外にPRしていこうとするものでございます。予算額は、西国街道ガイドマップの増刷代が18万2,000円、日の浦山ガイドマップの増刷代が18万円を予定しております。続きまして、4ページのほうをお願いいたします。外国人相談窓口の、広島市、安芸郡4町との共同設置について御説明をさせていただきます。1の目的でございますが、外国人住民がより安心して生活できる環境を整え、広島市と4町の連携と多文化共生の地域づくりを進めるため、令和3年度から、広島広域都市圏における新たな連携事業といたしまして、多言語で対応できる外国人相談窓口を広島市と安芸郡4町との共同設置するものでございます。2の共同設置の開始時期でございますが、令和3年4月1日からを予定しております。3の相談体制でございますが、対応言語といたしまして、中国語、スペイン語、ポルトガル語など、六つを。相談場所は、広島市中区の平和記念公園内にある広島国際会議場と安芸区役所、また、広島市中心部地域にある出入国在留管理局や年金事務所、法テラスなどの、安芸郡4町を管轄する公的機関への同行通訳を行うものでございます。4の経費負担につきましては、共同運営にかかる経費の総額を当該年度の4月1日現在の外国人の構成比に応じて負担することとし、国の交付金を活用することとしております。5の予算額でございますが、歳出といたしまして、負担金を99万円。歳入といたしまして、国庫補助金を42万2,000円、特別交付税を45万3,000円予定しております。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）総務部関係、お願いします。はい、所長。

○環境センター所長（谷川）はい、それでは不法投棄防止等の強化拡充について御説明いたします。1、目的についてでございますが、不法投棄防止及び資源物持ち去り対策の強化を図り、安全安心なまちづくりを形成するものです。2、現在の取組状況についてでございますが、1、不法投棄及び資源物持ち去りの多い箇所、移動式のカメラを設置して監視しております。2、職員による夜間監視及び夜間収集を実施しております。3、各自治会に対して、資源物の朝のごみ出し要請を行いました。3の、事業概要につきまして、1、夜間の巡回パトロールの実施でございます。内容につきましては、町内の不法投棄及び資源物持ち去り多発地区を重点的に、毎月4日間、午後9時から翌日午前5時の時間帯に巡回を行います。2、予算額及び特定財源につきましては、予算額は294万4,000円で、広島県の地域廃棄物対策支援事業補助金を3分の2、196万2,000

円を予定しております。3、実施予定時期については、令和3年4月からを予定しております。4、実施方式については業者委託を予定しております。5、その他につきましては、夜間巡回パトロールの実施に合わせて、防犯パトロール業務の実施日を変更しております。変更前は、月曜日から土曜日、祝日、1月2日及び3日を除いておりますが、変更後は、月曜日、水曜日、金曜日、土曜日で、祝日、1月2日及び3日、不法投棄及び資源物持ち去り防止パトロールを実施する日を除くこととしております。続きまして、6ページをお願いいたします。監視カメラの購入についてでございます。内容につきましては、固定式監視カメラを2台購入し、町内の不法投棄及び資源物持ち去り多発地区の監視を行います。予算額及び特定財源につきましては、予算額は11万5,000円、広島県の地域廃棄物対策支援事業補助金の3分の2として、7万6,000円を予定しております。実施予定時期につきましては、令和3年4月から予定をしております。以上です。

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）続きまして、防犯灯LED化事業について御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。1の目的でございますが、町内の防犯灯をLED照明に交換し、省エネ、長寿命化を図るものでございます。また、LED照明への交換により、防犯灯の照度を上げ、町民の安全を確保し、夜間の犯罪防止に努めることを目的としております。2の事業概要でございますが、1の内容につきましては、水銀灯の生産中止に伴い、町内の夜間における安全を確保するため、水銀灯をLED照明に交換するものでございます。2、予算額につきましては、令和3年度は100基の更新を予定しており、工事請負費が792万円となります。財源として、防犯事業債710万円となります。起債の概要にありますように、充当率90パーセント、交付税措置は、元利償還金の30パーセントとなります。3の更新計画につきましては、町が管理する防犯灯のうち829基が水銀灯となっております。基本的に、老朽化したものからLED照明に交換していくこととし、令和4年度からは、交換する数を増やし、令和7年度までの5年間で更新を完了させる予定でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）はい。環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）はい、続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。高齢者等ごみ出し支援事業についてでございます。事業の概要につきましては、1番、要介護者や障がい者等の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、家庭から排出される一般廃棄物、以下家庭ごみといいます、を所定の収集場所に持ち出すことが

困難な要介護者や障がい者等に対し、戸別に訪問して希望者に声かけを行うとともに、家庭ごみを収集いたします。２、事業制度のタイプといたしましては、直接支援型とし、シルバー人材センターから収集員の派遣を受けて業務を行います。３の利用者の要件につきましては、（１）番の介護保険法による要支援及び要介護者。（２）番について、身体障害者手帳のうち、視覚障害の１級、２級を持っている方、上肢障害の１級、２級を持ってる方、下肢障害の１級から３級を持ってる方、体幹障害の１級から３級を持っている方、上肢機能障害の１級、２級を持ってる方、移動機能障害の１級から３級を持っている方。（３）につきまして、療育手帳を交付を受けているもののうち、丸ＡとＡを持っている方。４番の、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてる方のうち、障害者等級の１級を受けてる方。これにつきまして、ア、ひとり暮らし世帯の方で、イ、世帯が１から４に該当する者のみで構成されている場合。ウ、ア及びイに準ずる者又は世帯となっております。５番につきまして、（１）から４に掲げるもののほか、特別な事情により町長が特に必要と認める者又は世帯が要件となっております。４の収集方法につきましては、原則週１回、分別され玄関前に出された家庭ごみを回収いたします。５、対象品目につきましては、可燃ごみ、埋め立てごみ、資源物、有害ごみとなっております。６、安否確認につきましては、声かけに応答がない場合や、連絡なくごみ出しがない場合等、安否の確認ができない場合に、福祉部署との連携により緊急連絡先への連絡を行います。開始予定時期につきましては、令和３年７月としております。予算額につきましては、２９６万９、０００円で、特別交付税の措置率を２分の１を予定しております。以上でございます。

○委員長（佐中）はい。防災課長。

○防災課長（宮垣）それでは１０ページをお願いいたします。高潮ハザードマップの作成について、御説明させていただきます。１の目的でございます。水防法改正に基づき、高潮に係る浸水想定区域が県より公表される見込みであることに伴い、住民などの円滑な警戒避難体制の確保に必要となるハザードマップの作成を行い、周知するものでございます。２の概要でございます。（１）水防法等の一部改正で、多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水、内水、高潮に係る浸水想定区域制度への拡充などの措置を講ずることとなっており、ハザードマップの作成、配布も法律で定められているところでございます。（２）では、ハザードマップ作成の際は、地域の課題や方向性などに留意し、最大規模の高潮対策を想定して進めることとなっております。

(3) スケジュールでございます。平成 27 年度の水防法改正に伴い、県が、想定最大規模の高潮浸水想定区域を令和 2 年度中に公表することとなっており、この発表を受け、令和 3 年度で、海田町の高潮ハザードマップを作成することとしております。作成したハザードマップは、令和 4 年 4 月に住民に配布する予定としております。3 の予算額につきましては、783 万 1,000 円でございます。以上で終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば発言を許します。宗像委員。

○委員（宗像）何点かお聞きしたいんですが、一問一答なんで、一つずついかせていただきます。まず、不法投棄の防止強化の問題ですが、これ、私が一般質問ちょっとやったと思うんですが、その中で、回答を受けたと、ここに書かれてる問題が違うんですが、当時パトロールについては、職員がパトロールを行うという御答弁いただいたんですが、ここでは業者委託になってるんですが、どちらが正しいんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）この新規事業につきましては業者に委託することになっております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）ということは、その一般質問の答弁が違ってたいうことでいいんですね。

次に、2 番の 1、不法投棄及び資源の持ち出しの多い箇所に移動式のカメラを設置と、移動式のカメラと書いてあります。書いておりますよね。ところが、後ろ、2 番、(1) 内容、固定式監視カメラを 2 台、どっちが、固定なんですか、移動なんですか、よう分からんのんで、きちんと説明してください。

○委員長（佐中）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）移動式カメラが現在の取組状況でございまして、固定式カメラが来年度からの予算措置でございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）分かりました。じゃ、固定式カメラについて、どっちを目的、これ、不法投棄を目的にカメラを設置するのか、資源物の持ち去りのために設置するのか、それについての御説明をお願いします。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）両方の対策を兼ね備える予定でございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）２台でそれだけのこと、ましてや資源物については月に１回の１か所ですよ。で、そのために、固定でずっと付けておくんですか。どっちをどっちのために使うんかよう分からんのですが、今新たに使う２台ですよ、固定だとおっしゃられた。ということは、どっかへ定位置的に置いとくということですよ。そうすると、不法投棄ならまだ理解できるんですよ、固定しとっても。資源物のほうは、月に１回しかないのに、固定する意味があるんですか。

○委員長（佐中）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）不法投棄等の多い地域と資源物の回収の場所は、兼ねているところも多いですので、資源物の不法投棄等多いところ、資源物持ち去りの多いところ、重点的に置きまして、箇所等については、固定式といえども、変えていく予定ではありません。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）理解できないんですよ、今の答弁も。すみません、不法投棄の場合は、固定式でも御理解できます。だから固定しとっても、そこへ多いところに設置してずっと監視するというのは理解できます。資源物持ち去りのところに、固定式をしても、月に１回しかないところですよ、どこも。毎週やってる箇所っていうのはないですよ。週２回とかやってる箇所はないわけですよ。月に、どの地区も１回ですよ。そこに固定式を設置して、意味があるんでしょうかとお聞きしたんです。御説明をお願いいたします。

○委員長（佐中）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）そういう面につきまして移動式カメラも兼ねて、対策を行っていく予定でございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）いやいや、ここに説明するのは、２台買って全部固定だって説明してるんですよ。移動式カメラは、もう、今持つとる分でしょう。今回買うのは固定でしょ。それを、不法投棄に全部使うというのなら理解しますってさっきから言ってるんです。リサイクルの現場に固定式を付けて意味があるんですか。１か月３０日とすれば、２９日は、空を撮影するわけですか。１日のため、前の日からがあるけえ２日間かな。２日間撮影して２８日間というのは空を撮影しておくわけですか。だから、それについてきちんと

説明願いたいんですが。それとも、そこに不法で投棄されることが多いからという意味なら、そういうふうに説明をお願いします。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）持ち去りの多い場所はもちろんですけど、不法投棄の多い場所についての箇所に重点的に配置する予定になっております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい。久留島委員。

○委員（久留島）高齢者のごみ出し事業についてでございますが、これは、車が入らない細い道を上がっていった一軒家のようなところでも該当になるんですかね。

○委員長（佐中）はい、環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）一応、車両は軽トラを予定しておりますので、車が入らないところも、玄関前まで車が入らないところは想定しておりますが、もし入らない場合は、近くまで行って回収する予定でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。大江委員。

○委員（大江）今の関連なんですけども、対象品目に、可燃ごみ、埋め立てごみ、資源物、有害ごみとありますが、大型ごみなどは、これは回収してあげないんでしょうか。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）大型ごみは、今のところは対象品目に入れておりませんが、事業が円滑に回り次第、それは大型ごみについても検討していきたいと思っております。

○委員長（佐中）いいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、住吉委員。

○委員（住吉）あの、ぬいぐるみ作るやつ、ぬいぐるみ作るやつ、ヒマ太君の。100 個作るんでしょ。今の説明じゃったら、フェイスブックでどうのこうのいうたが、そんなんじゃったら 100 個もいらんよね。100 個作ってそれをどうしよう思ってたっしょるんですか。

○委員長（佐中）はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）フェイスブックにつける、それは、一例を申しました。後は公共施設のほうに置かせていただいてPRをするとか、あとはネウボラの事業で使っていただくとか、そういう形を持ちましてPRをしていきたいと考えております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）分かりやすく言えば、町民に対してPR、というふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（佐中）はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）そういう意味では町内になりますけど、イベント等がありましたときには、そういうところにも持って行って飾ってPRはしたいと思っております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）飾るだけということですね。分かりました。次、このフォトコンテスト、賞品代が3万7,000円しかないんですけども、どんなものを考えてるんですか。

○委員長（佐中）はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）賞品は、今、ひまわりコンテストも同じなんですけど、一応、町内の特産品を考えております。賞としましては、最優秀賞1点、優秀賞1点、特別賞2点、参加賞を50程度考えております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）続いて、さっき宗像委員が質疑した不法投棄防止の強化拡充で、不法投棄、この資源物持ち去りというのは、パトロールしても罰金がないんじゃないか、あんまり効果がないように思うんですよね。注意しました、知らんよ、持っていくよ言うたらおしまいでしょ、開き直られたら。実際、私が議員1年目か2年目、佐賀県に研修に行ったんですよ、聞きに行ったんですよ。資源物持ち去り罰則付けとる。罰則付けとっても、今は、開き直られよるんですよ。20万払えいうんなら払う、その代わり全部持つて。で、海田町の場合は、その罰金すらないんじゃないか、もう開き直られたらおしまいじゃないですか。それで効果があると思います。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）そのことにつきましては、この制度を使いまして、パトロールを行った結果、効果が出ないようであればやはり、その件についても検討していきたいと思っております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）ぐだぐだ聞いてもしようがない。一個だけ、どうしても。素朴な疑問。何でしょっばなから罰則付きにしなかったのかというのが素朴な疑問なんです。そこなんです。

○委員長（佐中）はい。環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）最初から作るということも検討いたしましたが、やはり、事

業の効果を検討して行うのがいいのではないかということになりました。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）次、防犯灯LED化事業。水銀灯が生産中止になりましたよ。じゃけ、LEDに変えますよ、いいんですけど、これ、5年をめどに更新するいうとるじゃないですか。その間に故障等起こった場合どうするんですか、水銀灯のほうが。

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。基本的に老朽化したものから変えていくこととしておりますので、そういう故障がありましたら、直ちに対応してまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）高齢者のごみの収集のことなんですが、このしょっぱなに書いてある、事業の概要のところに書いてある、希望者に声かけをするということが、これ多分大事なことじゃないかと思うんですが、それなのに、玄関の前に置いたごみを持って帰る、たら、別に玄関の前に置かなくてもいいんじゃないかなという気がしたんですよ。一々声かけをするのであれば。しないんなら別ですよ。声かけをするのが一つの目的にあるんじゃないかと思われるんで、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）とりあえず玄関先に出すいうことをルールとして決めております。ただ、声かけなんかある場合ですね、柔軟には対応していきたいとは思っております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）それは分かりました。声かけはするんですね。じゃから、お元気ですか。あなた今日は大丈夫ですかって声かけはすることも含めて、これ事業をやるんですね。

○委員長（佐中）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）はい、希望者に対しておこなってまいります。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、4ページの、外国人の人数に応じて、住民の割合に応じて負担とありますが、ここ、99万歳出になってますが、海田町、現在の外国人、何人ぐらいで、1人当たり何ぼで予算してるんでしょうか。

○委員長（佐中）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）現在のところ、予算を上げるときは、令和2年4月1日現在の人数でやっております。海田町内では、952人でございます。で、広島市と安芸郡全体で2万2,532人ですので、その割合で算出して99万円としたものでございます。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。質疑を終結いたします。

続いて、予算書の審査に移ります。審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行いますが、細節の中で担当課が異なったり、あるいはページが飛んだりする場合がありますので、ページをお示ししますので、よろしくお願いをいたします。それでは資料31を御用意ください。一般会計予算説明書です。歳入からです。4ページ、5ページをお開きください。下段、4項、森林環境譲与税を除く全てです。質疑があれば、発言を許します。宗像委員。

○委員（宗像）町たばこ税のことで、ちょっとお聞きしたいんですが、今、喫煙者は減ってる状況にある中に、昨年に比べて35パーセントで増収を見込んでっとなですね。確かに、値上げになりました。昨年10月に。これ、10円しか、20円だったかな、35パーセントも値上げになってないような気がするんですが、喫煙者が減っている中、増やされた理由は何でしょうか。

○委員長（佐中）税務課長。

○税務課長（片山）はい。たばこ税について、35パーセントの増の理由ということなんですけれども、こちらにつきましては、昨年度の予算の中に、実際には昨年度の当初予算が1億6,400万余ということで、予算を積算しておったんですけれども、決算見込みが、今のところ、2億ちょっとぐらいくというような状況になっております。これにつきましては、令和2年度の当初予算時に、加熱式たばこの換算の影響をですね、見込めていなかったというのが現状でございます。決算の推移を見ますと、ずっと右肩下がりになってきておりまして、このまま下がるものというふうに、担当のほうでは見込んでおったんですけれども、ここの部分が抜けておったということで、今回このような大きな増ということになっておるところでございます。説明は以上でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、下岡委員。

○委員（下岡）固定資産税についてお尋ねします。予算の概要29ページ、中段ぐらいで固定資産税評価替えに伴う既存家屋の経年減価とあるんですけれども、家屋については今

海田町では家が増えてますから、新たにですね、増える部分もあると思うんですけども、それと今の経年減価、多分その残りが、経年減価でですね、今トータルとしては、去年に比べて1,620万減だと思うんですけど、その今の、新しくお家が建つことによって、どの程度の増加になったか、お尋ねします。

○委員長（佐中）はい、税務課長。

○税務課長（片山）新築家屋があるんじゃないかと、その影響額はどのぐらいを見込んでいるかということなんですけれども、まだ来年度に向けて整理中なので、微妙に変わるかもしれませんけれども、令和2年の新築は151件を見込んでおりまして、額にいたしまして2,000万円程度を見込んでいるところでございます。説明は以上でございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）あと、土地については、評価額が上昇する土地は本来なら当然増税になるんですけども、コロナの、国の対策として上昇分は据え置くということがあるんですけども、その金額についても、どの程度の、評価額なら評価額でですね、また、実際の固定資産税額ならどっちでもいいですから、教えてください。

○委員長（佐中）税務課長。

○税務課長（片山）コロナの関係で、土地について税額を据え置く措置が講じられるということで、その影響額は幾らかということですが、税額ベースで申し上げますと、約5,500万円でございます。説明は以上でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。6ページ、7ページ、全てです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、8ページ、9ページ、上段、11款、地方交付税と、12款、交通安全特別交付金及び下段の14款1項1目、総務使用料です。質疑があれば発言を許します。はい、下岡委員。

○委員（下岡）地方交付税についてお尋ねします。前年度に比べてですね、1億5,600万減額になっておるんですけども、普通であれば当然交付税増える、コロナ対策なんかでですね、増えるのが、増えないということで、やっぱり、予算の概要のですね、34ページに出てるんですけども、要するにですね、国は、コロナ対策で、金がないからで

すね、地方交付税で出せないから、臨時財政対策債代わりに増やすと。肩がわりをしてみると、この説明なってるんですけども、一体ですね、どの程度、本来、普通交付税で配賦すべきものかですね、臨時財政対策債で肩がわりというか、税が振替えというか、代わりに来たのかですね、35 ページのところを見るとですね、例えば臨時財政対策債がですね、従来、大体 4 億だとか、前年度は 3 億 8,000 万、4 億前後の臨時財政対策債がですね、3 年度は 6 億 7,000 万ということで、2、3 億ですね、増えてるわけなんですけれども、一体この普通交付税から臨時財政対策債への財源の振替えいうか、の部分というのは、金額的にどの程度あるのか、お尋ねします。

○委員長（佐中） 財政課長。

○財政課長（吉本） 予算の概要、34 ページを見ていただきますと、令和 3 年度で申しますと、普通交付税が 7 億 7,000 万に対して、臨時財政対策債が、6 億 7,000 万でございまして、上の注意書きにあります、本来、普通交付税で措置すべきところの代替財源が臨時財政対策債ということでございますので、本来であればこの 6 億 7,000 万足した 14 億 4,000 万が、普通交付税で措置されるべき部分が、その一部が 6 億 7,000 万部分が、臨時財政対策債に振替えられているものでございます。

○委員長（佐中） 下岡委員。

○委員（下岡） 数字上はそうなるとは思いますが、対前年比なんかでもですね、コロナがなくても、大体ですね、今の臨時財政対策債は 4 億前後あったわけですよ。それからの比較のことを言ってるわけで、今、課長が言っておるのはこの数字をもろに言っただけの話でですね、中身がどうなのかって聞いてるんです。

○委員長（佐中） はい、財政課長。

○財政課長（吉本） 臨時財政対策債については、地方財政計画の中で、毎年度、その交付率が定められるものですが、通常ベースで言えばという、この近年の推移で申しますと、34 ページ下段の表にありますように、令和 2 年度の比較で約 2 億 9,000 万ほど増えてる部分が、令和 3 年度と増加部分に当たるところでございします。

○委員長（佐中） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） なしと認め、次に進みます。次飛んで、12、13 ページ、ちょっと複雑ですが、よく聞いてください。2 項 1 目、総務手数料と 2 目、衛生手数料です。但し、一目の戸籍手数料と住民基本台帳手数料は除きます。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なければ、次進みます。16、17 ページです。中段の 2 項 1 目、総務費国庫補助金のうち、1 番、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と、4 番の外国人受入環境整備交付金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、18、19 ページ、中段の 3 項 1 目、総務費国庫委託金の 1 節、総務管理費委託金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、20 ページ、21 ページ、上段、1 目 1 項、県移譲事務交付金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、22、23 ページ。中段の 5 目、土木費負担金と、その下の 2 項 1 目、総務費補助金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて 24、25 ページ。上段の 3 目 1 節、保健衛生費補助金のうち、3 番と 6 番及び 2 節、清掃費補助金です。更に中段、7 目、消防費補助金と 3 項 1 目、総務費委託金のうち、1 節と 3 節と 4 節です。4 節は次のページも含みます。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なければ次進みます。26、27 ページ、上段 3 目、衛生費委託金の細節 1 番と 2 番及び、17 款、財産収入から全てです。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）28、29 ページ、全てです。下段 3 項、雑入は、現在出席していない部署がありますので、適宜対応いたします。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）30、31 ページ、雑入の続きです。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）32、33 ページです。中段 1 目、総務債です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、34、35 ページ、上段 4 目、消防債と、7 目、臨時財政対策債です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。36、37 ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）38、39 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）40、41 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）42、43、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）44、45、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）46、47、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）48、49、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）50、51 ページ、全てです。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）52、53、全てです。はい。富永委員。

○委員（富永）ちょっとここで聞いていいのかわからないんですけど、昨年 10 月の定期監査意見書の中に、ヒマ太君の着ぐるみのことで書いてあったの、ちょっとこの P R 事業に入るのかなと思ったんですけども、クリーニング代、天日干ししかしてなくて、クリーニング代を入れたほうがいいんじゃないのかっていう御意見があったと思うんですけども、そういった計上というのはこの中にされてるんでしょうか。やっぱ、昨今のウイルス関係のことで、しっかりそういったメンテナンスはしたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども。

○委員長（佐中）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）今言われましたヒマ太君のクリーニング代でございますが、これにつきましては、55 ページのほうになります。55 ページの一番上の一行目に手数

料等というのがございますが、こちらのほうでクリーニング代のほう計上させていただいております。

○委員長（佐中）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）じゃ、続いて、54、55。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）じゃ、56、57 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）じゃ、58、59。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）60、61。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）62、63。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）64、65。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）66、67 ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて飛びます。72、73 ページに進みます。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なければ、74、75。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）ちょっと一息入れます。すいません、76、77。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）78、79。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）80、81。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）122、123 ページに進みます。2 目の環境衛生費の細節 4 番、火葬料助成

事業を除く全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) それでは、130、131 ページに進みます。発言があれば許します。それも、下の犬の登録事業だけです。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、136、137、全てです。富永委員。

○委員(富永) 環境センター管理事業の中のスポットクーラー借上料とあるんですけども、これ何のためのスポットクーラーなのでしょう。

○委員長(佐中) はい、環境センター所長。

○環境センター所長(谷川) 現場で働く作業員の、夏の熱中症対策のためでございます。

○委員長(佐中) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしと認めます。次、138、139。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 140、141。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 142、143。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 150、151 ページに進みます。このページ全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 次、飛びます。170、171 ページに飛びます。5 目の国土調査費、地籍調査事業です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 続いて、飛びます。176、177 に進みます。このページ全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ次へ進みます。178 から 179、全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 180、181 ページ、全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 182、183、全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）かなり飛んで、232 から 233 ページに進みます。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）234、235。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）これで総務、企画関係は終わります。これまでに質疑漏れ等があれば発言を許します。はい。宗像委員。

○委員（宗像）2 か所ほど質問があるんですが1 か所ずつ行きます。避難行動要支援者支援事業、181 ページですか、これ、毎年こういうのを組まれてるんですが、実際に、いつも、一般質問の問題になつとると思うんですが、いつになったら地元の名簿や何かが渡って、きちんとしたものができるんですか。そのためのこれは予算でしょうか。

○委員長（佐中）防災課長。

○防災課長（宮垣）すいません、まず、ちょっと切り離していただきたいのが、名簿のことと、地元のほうに行くというようなところで考えたときに、名簿のほうは、もう既に自治会のほうとか、あと、自主防災組織のほうには渡っております。件数としては 28 なんですが、あと個別の避難計画、そういったものについては、今後ですね、会を重ねて皆様方に個別の計画のほうを策定っていうふうな形で進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐中）ほかにありますか。宗像委員。

○委員（宗像）続いて、次のページ、防災行政無線設備非常用可搬型親局無線装置で 500 何万、急に出てきた、今までなかった案件が急に出てきて、子機を少しずつ変えていくならまだ理解するんですが、これ親機だと思うんで、元をこっぴり替えるということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（佐中）防災課長。

○防災課長（宮垣）こちらのほうなんですが、織田幹雄スクエアに配備するというような、ポータブル、可搬式のものです。庁舎のほうにですね、万が一何かがあったときに、こちらのほうで、防災行政無線のほうを的確に発信できるような形で可搬式のものを設置したいというところで、予算のほうを上げております。

○委員長（佐中）ほかに。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません。123 ページの、環境調査業務委託料というのが、これ、騒音

と振動規制法のこの委託料、これどこを測定の予定でしょうか。

○委員長（佐中）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）はい。環境調査業務委託料につきましては、大気汚染と水質と騒音の調査となります。こちらにつきましては、大気汚染については東小、水質については三迫川、尾崎川と、騒音については道路の2地点ということになっております。その下にあります騒音規制法に係る測定業務委託料と振動規制法に係る測定業務委託料につきましては、特に定めているわけではなく、例えば、工場等の騒音などの問題が発生したときに委託をして、実際に計測をして、町から改善勧告を出す等の処置をするために組んだものであります。

○委員長（佐中）ほかに。大江委員。

○委員（大江）すいません、41 ページの、すいません、この弁護士謝礼、88 万ですかね、これは現在、今年これを予算してますけども、今までにどのくらいのものを使って、これ、何回の謝礼でしょうか。

○委員長（佐中）総務課長。

○総務課長（中村）こちらは町の顧問弁護士にお支払いする金額でございまして、毎月定額で 12 か月分の 88 万円を組まさせていただいておるものでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。質疑漏れ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、企画部、総務部、会計管理室、議会事務局関係の審査を終了いたします。ここで執行部の入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は、20 分。2 時 20 分、再開をいたします。それまで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 0 9 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。福祉保健部の審査を行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は、質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確にメモを取るなどして、答弁漏れがないようお願いをいたします。なお、答弁の際には、挙手の上、職名を名乗っていた

できますようお願いします。なお、直ちに答弁ができない場合は、その議題の質疑が終了するまで答弁することを認めることといたします。

それでは、第 15 号議案、令和 3 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。資料 39 です。座って説明をしてください。社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）失礼します。それでは、水道料金等福祉減免制度適用基準の拡充について御説明いたします。資料 39 の 12 ページをお願いします。目的につきましては、令和 3 年 4 月からの水道料金改定に伴い、減免基準を拡充し、費用負担の軽減を図るものでございます。内容でございますが、現在水道料金等の減免対象としましては、障がい者がおられる世帯、寝たきり老人のおられる世帯、ひとり親等世帯、社会福祉施設とございますが、このうち、下水道使用料のみ減免対象となっている世帯について、水道料金も減免対象とするというものでございます。これに該当いたしますのは、（１）の海田町ひとり親家庭等医療費補助を受けていないひとり親世帯で、次に記載のいずれかに該当し、所得制限の範囲内である世帯でございます。それから、（２）の民間が運営する社会福祉施設で、入所者等が光熱水費を負担しているものについてでございます。予算等でございますが、障がい者等の福祉減免制度全体として、1,164 件、1,083 万 7,000 円を見込んでおります。この度の拡充分としましては、63 件、58 万 1,000 円の増額を見込んでおります。適用期日は、水道料金改定の実施時期に合わせ、令和 3 年 4 月 1 日以降検針分から適用するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐中）続いてお願いします。長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは高齢者活動ポイント事業について御説明いたします。13 ページをお願いいたします。目的でございますが、高齢者が参加する介護予防活動や地域活動に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給することで、健康寿命の延伸、高齢者の介護予防及び社会参加を推進することを目的としております。事業の内容でございますが、（１）の事業の開始日は、令和 4 年 1 月 1 日でございます。

（２）の対象者は、海田町在住の 65 歳以上の方とし、（３）のポイント付与期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間でございます。（４）のポイント付与方法は、専用のスタンプをポイント手帳に押印するもので、（５）のポイント手帳の交付方法は、対象者からの申請により交付するものでございます。（６）の対象となる活動等につきましては、健康づくり、介護予防、社会参加に取り組む活動や健康診査等の受診、地域の

支え手となるボランティア活動などでございます。（７）の奨励金につきましては、１ポイント１００円で、１人１００ポイント１万円までとするものでございます。１４ページをお願いいたします。（８）は事業のイメージ図でございますが、①の登録申請から⑧の奨励金の支給まで順に進めてまいります。３の予算額及び特定財源でございますが、予算額は２３５万２,０００円で、特定財源は支払基金交付金など記載のとおりでございます。４のスケジュールでございますが、来年度４月から８月にかけて、要綱の制定や事業内容の周知、関係団体等への説明を行い、９月から実施団体の登録、１０月からポイント手帳の申請受付、１２月からポイント手帳の発送を行い、令和４年１月から活動に対するポイント付与を開始し、１２月までの１年間が活動の単位となります。令和５年１月から奨励金の申請受付を行い、２月から奨励金の支給を開始する予定でございます。５の敬老事業の一部見直しでございますが、来年度から高齢者活動ポイント事業を開始することを踏まえ、敬老事業の敬老祝品及び敬老記念品を一部見直すこととしております。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）はい、こども課長。

○こども課長（新藤）１５ページをお願いいたします。乳幼児医療費助成の対象者拡大について御説明いたします。１の概要でございますが、子育て家庭が安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、乳幼児等の医療費助成の対象を拡大し、子育て支援策を拡充するものでございます。２の事業内容ですが、通院医療費助成の対象を小学校３年生から６年生までに拡大し、入院医療費の助成対象、一部負担金及び所得制限限度額については、現行どおりといたします。３の拡大の開始予定は、令和４年１月診療分からでございます。４の事業実施までのスケジュールでございますが、令和３年度当初から、国保連等への周知や調整を行ってまいります。電算システムの改修や、対象者への周知を広報、ホームページ等で行い、１０月初旬には拡大対象者に申請書を送付する予定です。受け付けた申請書の審査を行った後、１２月末までに受給者証を発送いたします。５の予算額等でございますが、乳幼児等医療費給付事業６,６９８万９,０００円、乳幼児等医療給付事務事業４５７万円を計上いたします。対象者拡大による影響額は令和４年１月診療分からになりますので、医療費は２か月分で２６９万３,０００円、事務費は、システム改修費等１４１万５,０００円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について御説明い

たします。1の目的でございますが、人生100年時代を見据え高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を実現するため、高齢者に対してきめ細かな保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸及び高齢者の介護予防を図ることを目的としております。2の事業の内容でございますが、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、事業全体をコーディネートする専属の保健師等を配置し、国保データベースシステム等により、医療情報や介護情報を分析し、保健と介護を合わせて課題の整理を行うとともに、ハイリスク高齢者を抽出し、保健事業及び介護予防事業につなげるものでございます。主な事業の内容でございますが、(1)の専門職の配置につきましては、専属の保健師等を配置し、事業全体のコーディネーター役として企画・調整・分析等を行います。また事業をより効果的に実施するため、海田町社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業を町の直営とし、連携しながら事業を実施してまいります。(2)通いの場等への医療専門職の積極的な関与、(3)国保データベースシステム等による分析、地域の健康課題の整理・分析、(4)対象者の抽出、(5)高齢者に対する個別的支援や、通いの場への積極的な関与などの具体的な事業の実施、(6)事業を効果的に進めるための取組、(7)地域の医療関係団体等との連携、(8)高齢者の社会参加の推進、(9)国保保健事業と高齢者保健事業との接続などを実施してまいります。3の予算額及び特定財源でございますが、予算額は116万4,000円で、特定財源は、広島県後期高齢者医療広域連合受託金51万9,000円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長(佐中) はい、続いて、こども課長。

○こども課長(新藤) 18ページをお願いいたします。保育士確保対策事業について御説明いたします。1の概要でございますが、私立保育所及び認定こども園において雇用する保育士等の人材を継続的に確保するため、各事業を実施する私立保育所等に対し、費用の補助を行うものでございます。2の事業内容でございますが、新規事業といたしまして、(1)保育士宿舍借り上げ支援事業等の5事業、継続事業といたしまして、(1)1・2歳児受入促進事業等の3事業を実施いたします。次ページをお願いいたします。3の予算額等でございますが、新規継続合わせて8事業の歳入歳出予算額、国、県、町、事業者の負担割合を記載しております。歳入合計で2,740万7,000円、歳出合計3,832万5,000円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長(佐中) はい、次もお願いします。

○こども課長（新藤）続きまして、20 ページをお願いいたします。子供の予防的支援構築事業について御説明いたします。1 の概要でございますが、本事業は、広島県が実施する子供の予防的支援構築事業のモデル市町として、A I、人工知能を活用した児童虐待等のリスク予測を行うシステムを構築するとともに、リスク予測を参考とした子どもや家庭への支援を行う体制を構築するものでございます。2 の事業内容につきましては、令和3年度は、海田町が保有する児童虐待等の事例、福祉や教育など、子どもの育ちに関するさまざまな情報をA I開発事業者提供し、その情報をもとにデータ分析を行い、児童虐待や不登校など、子育て家庭が抱えるさまざまなリスクを予測するA Iの開発が可能か検証いたします。令和4年度には、令和3年度の検証結果をもとに、A I開発を行うとともに、A I開発業者に情報を提供するため、本町の既存システムの改修を行い、児童虐待等のリスクを予測するシステムを構築いたします。また、そのリスク結果を参考とし、保健師や学校等の関係者が情報を共有、対応を検討し、家庭訪問するなど、予防的支援を継続的に行う体制を整備するものでございます。3 のA I開発事業者提供を予定しているデータといたしましては、住民記録、生活保護、障害者手帳など、子どもの育ちに関するさまざまな情報でございます。4 の令和3年度予算額等につきましては、試験的データ分析業務委託料 132 万円、紙資料スキャニング業務委託料 130 万 2,000 円、職員旅費 25 万 2,000 円、計 287 万 4,000 円を計上いたします。本事業は広島県の事業でございますので、補助率 10 分の 10 で、広島県子供の予防的支援構築事業補助金が交付されるものでございます。以上で終わります。

○委員長（佐中）はい、続いてお願いします。

○こども課長（新藤）続きまして、21 ページをお願いいたします。公立保育所における乳幼児の睡眠中の事故防止対策について御説明いたします。1 の概要でございますが、乳幼児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の導入を行い、保育士の目とセンサーの両方でチェックを行うことで、睡眠中の事故防止のチェック体制を強化するものでございます。2 の事業内容でございますが、睡眠をしている乳幼児の肌着等にセンサーを装着し、センサーで体の向きや体動の確認を行い、一定時間のうつ伏せ寝や体動停止をアラームで知らせる機器を導入いたします。3 の予算額といたしまして、午睡チェックセンサー 10 台の購入費用等、令和3年度当初予算に 57 万 2,000 円を計上するものでございます。以上で終わります。

○委員長（佐中）続いてお願いします。

○こども課長（新藤）続きまして、22 ページをお願いいたします。保育所等の整備について御説明いたします。1 の概要でございますが、保育所及び幼保連携型認定こども園の待機児童対策、児童クラブの定員超過対策のため、民間事業者による施設整備を進めるものでございます。2 の西浜保育所跡地を活用した施設整備でございますが、（1）の実施内容は、保育所及び幼保連携型認定こども園の待機児童対策、児童クラブの定員超過対策のため、西浜保育所跡地の国有地を借り上げ、町有地と一体的に活用した民間事業者による施設整備を実施するものでございます。（2）の令和3年度当初予算額につきましては、国有地借上に係る予算を計上いたします。歳出予算額は369万6,000円。借地契約に係る公正証書作成手数料7万7,000円、借地料見積額算定のための土地鑑定評価業務委託料59万9,000円、令和3年10月から令和4年3月までの借地料302万円でございます。3の整備スケジュール予定でございますが、2月から3月で事業者を決定し、新年度4月から土地鑑定評価業務、7月に国有地と国有地借上げの見積合わせを行い、8月に、国と町において定期借地契約の締結、9月には事業者と町で定期借地契約を締結し、10月から貸付開始で施設設備を開始し、令和4年10月に施設開設の予定としております。3の令和2年度からの保育所等整備に係る補助でございますが、こちらは令和2年度に引き続き、宗教法人出崎森神社小さくら保育所移転及び学校法人住田学園（仮称）みどりのもり認定こども園創設に係る整備費用の一部について、国庫補助金を活用して補助金を交付するものでございます。2か年事業のため、進捗予定率に応じて、年度ごとに補助金を交付するものでございます。それぞれの施設の進捗予定率や予算額等につきましては、記載のとおりでございます。以上で終わります。

○委員長（佐中）はい、続いてお願いします。

○こども課長（新藤）24 ページをお願いいたします。子育て家庭おむつ支給事業について御説明いたします。概要でございますが、乳児のいる家庭に定期的におむつを支給し、手渡す際に保育士や保健師が乳児の発育状況や家庭の様子を確認し、育児相談に応じるとともに子育てに関する各種情報を提供するなど、継続した見守り支援を行うものでございます。また、おむつを支給することにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的としております。2の事業内容の（1）実施方法は、対象世帯に通知をし、事前におむつのサイズ等の希望を聞いた上で、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターに設置する子育て支援センターへの来所により、おむつを手渡しいたします。（2）実施時期は、令和3年4月1日から、（3）支給時期及び支給回数は、生後3か月、7

か月、9か月の3回。生後2か月の赤ちゃん訪問、生後9か月のすくすく赤ちゃん、生後11か月のぐんぐん等の、訪問や教室がない月におむつを支給することで、期間を空けることなく定期的継続的に見守りをしてまいります。(4)のかいた版ネウボラ事業の見直しといたしまして、本事業の実施により、赤ちゃん訪問、ぐんぐんでのプレゼントを段階的に廃止いたします。3の予算額等につきましては、歳出192万1,000円、歳入は補助率2分の1の母子保健衛生費国庫補助金の対象となりますので、95万9,000円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長(佐中) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。はい、小田委員。

○委員(小田) 24ページの子育て家庭おむつ支給事業についてでございますが、支給時期について、生後3か月、7か月、9か月の3回支給にされた理由は何でしょうか。

○委員長(佐中) はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長(下野) 支給回数3回につきましては、先ほど、こども課長からも説明がありましたとおり、2か月児の赤ちゃん訪問や、5か月児のすくすく赤ちゃん、11か月児のぐんぐん、11か月児親子教室の間で、期間を空けないような形で、定期的な見守りをするという形で、3回という形で計上させていただいているものでございます。

○委員長(佐中) ほかに。小田委員。

○委員(小田) 見守りの観点からすると、この回数でよろしいかと思いますが、連れて行く方としては、とても負担が大きいのではないかと思います。それというのが、この時期は、予防接種等もあり、外出時期がとて多くなると思うんです。それに加えて、この3回のおむつを取りに行くっていうことを考えると、とても負担が大きいのではないかと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長(佐中) はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長(下野) 委員御指摘のとおり3回という形にしておりますが、こちらにつきましては、お母様のみが取りに来てもらわなくてもですね、同居の御家族の方でも大丈夫なような形で対応させてまいりたいと思っております。

○委員長(佐中) 小田委員。

○委員(小田) それで、(4)の、かいた版ネウボラ事業の見直しとして、今まであった11か月、親子教室でのプレゼントを段階的に廃止するとございます。これは非常に人気

があったかと思うんですが、廃止する必要があるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下野）はい、赤ちゃん訪問やぐんぐんでのプレゼントにつきましては、これまでプレゼント代につきましては、広島県のネウボラ補助金で全額補助を受けていたものになりますが、令和2年度以降につきましては、母子保健衛生費国庫補助金の対象となり、2分の1補助となるものでありまして、限られた財源の中で事業を実施するため、段階的に廃止させていただきたいと考えて、こちらのほうは段階的に廃止するという形で計上させていただいたものでございます。

○委員長（佐中）はい。大江委員。

○委員（大江）13ページの、高齢者活動ポイント事業ですけども、これは1ポイントってなってますが、広島市の場合は、例えば、ボランティアで、自分が運営のほうに回ったりするときは、広島市のほうは2ポイントを与えて、参加の場合は1ポイントっていう形になってます。それと今、だんだん広島市と共通して広島市に行って同じような活動しても、スタンプをもらうというそういう提携はこれはなさらないで、海田町独自でされるんでしょうか。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）広島市とも連携した形で行います。それからポイントについても1ポイント、2ポイント、まだ決定ではございませんのでこれから調整してまいります。

○委員長（佐中）ほかに。宗像委員。

○委員（宗像）まず水道料金の減免制度の基準について僕よく理解できないんですが、内容のうち（1）海田町ひとり親家庭等医療費補助を受けてないっていうのは、受けてないということは所得がある程度あるから受けてないんじゃないかと思うんですが、その方も対象にするということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（佐中）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）はい、そのとおりでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）保育所整備の関係です。これ多分、福祉厚生委員会のほうで説明されたんじゃないんかと思いますが、これ、その前に、あれじゃないんですか。西浜保育所の将来的な活用については、福祉厚生委員会にかける前に、先に全体として協議すべき案件じゃなかったんですか。福祉厚生委員会にかけるのは分かりますよ。だから実際にそう

いう方向性が決まった後にかけるんなら分かりますが、それ以前としては、今までも、ほかの一般質問等で議会質問があった案件だと思うんですが、それについて、こういうふうにポンポンと勝手に、勝手に言うたら失礼な、こういうふうに決められることは、どうしてそういうふうに考えられたのか、御説明願います。

○委員長（佐中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）西浜保育所跡地を活用した施設整備につきましては、庁舎内でもしっかりと協議を行いまして、福祉厚生委員会のほうで御説明させていただいたものでございます。福祉厚生委員会の委員長さんのほうから、全議員さんのほうにも資料提供させていただいたものでございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）聞いとることが違いますよ。そういう話を、まず、議会に持ってくる案件じゃないですか。皆さんが、方向性について、有効活用しますっていうことを報告すべきじゃないんですか。先に。その上で福祉厚生委員会に持って行くんなら分かりますよ。あれだけ一般質問されても、議会無視しとるんですか。

○委員長（佐中）はい、副町長。

○副町長（櫻）この件につきましては、所管の常任委員会で説明させていただいたところでございますが、全議員の皆様におかれましては、今回この予算の中での御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）違うでしょう。さっきから私が聞いているのは、要は、保育所に使いますということになら、それは別に持っていくことについて否定してないんですが、事前に、西浜保育所跡地を利用しますよっていうことについて、有効活用したいということは、きちんと報告、先にすべきじゃないんですか。その上でこの方向性でいきますいうのを、福祉に持っていかれるのは分かりますよ。例えば、今から今度、庁舎の問題が出てくるけど、この跡地どうするかいうときに、とか、畝保育所の跡地、勝手に売りますよ、勝手にしますよいうてやるんですね、そうなる。各常任委員会にかければいいっていうだけですね。そういうふうにしか理解できないんですが、その辺について、先にやるべきじゃなかったんですか。先に有効利用したいんですが、いかがでしょうかって、かけるべき案件じゃなかったんですか。そうじゃないんならそれでいいですよ。福祉委員会に勝手にかけりゃあ、はあ委員さん関係ないいうんじゃないら、それはそれで結構です

が、御答弁願います。

○委員長（佐中）答弁求めます。はい、副町長。

○副町長（櫻）ただいま委員御指摘のような進め方、そういうのが丁寧な進め方というふうに認識しておりますが、今回の件につきましては、こういった形で常任委員会のほうで説明させていただきまして、皆さんにはちょっと説明がちょっと後回しになったということにつきましては、大変申し訳なく思っております。この予算委員会の審議の中で、御議論いただきいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）前に太陽光のときに揉めたようなやり方はできるだけされんように、同じ轍をまた踏むようなことをしとるような気がしてならんので、御忠告申し上げました。

○委員長（佐中）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、質疑を終結いたします。

続いて、予算書の審査に移ります。審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行いますが、細節の中で担当課が異なったり、ページが飛んだりする場合があります。ページをお示ししますので、よろしくお願いします。

それでは、資料 31、一般会計予算説明書を御用意ください。歳入からです。8、9 ページをお開きください。中段の 13 款 1 項 1 目、民生費負担金と 2 目、衛生費負担金及び下段の 1 項 2 目、民生使用料です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次のページ進みます。10、11 ページ。上の 3 目、保健施設使用料だけです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて 12、13 ページ、上段、2 項 1 目、総務手数料のうち 2 節、戸籍手数料から、4 節 1 番、印鑑、その他証明手数料までです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）14、15 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）16、17 ページです。ただし、中段、2 項 1 目、総務費国庫補助金のうち、細節 1 番と 4 番は除きます。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）18、19 ページ、中段、3 項 1 目の 2 節、住民基本台帳費委託金と、その下、2 目、民生費国庫委託金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）20、21 ページです。民生費負担金から全てです。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）22、23 ページです。前のページから、民生費負担金、3 目、衛生費負担金と、中段、2 項 2 目、民生費補助金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）24、25 ページです。上段、3 目 1 節、衛生費補助金のうち、細節 1 番、2 番、4 番、5 番、7 番、下段の 3 項 1 目 2 節、住民基本台帳費委託金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）26、27 ページ。上段 2 目、民生費委託金とその下、3 目、衛生費委託金のうち、細節 3 番、各種免許事務委託金です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて 28、29 ページです。下段、雑入のうち、細節 3、4、5、7、10 番です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）30、31 ページです。雑入の続きです。細節の 22、27 から 31、38 と 39、41 から 43 番です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）32、33 ページです。中段、1 項 2 目、民生債です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。68、69 ページをお開きください。このページは全てです。発言があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なければ次に移ります。70、71 ページです。はい、宗像委員。

○委員（宗像）コンビニ交付システム利用料 435 万 6,000 円、されてますが、これ、できれば昨年いうか今やっている、どの程度 1 か月利用客があって、来年度、全体件数としてどのくらいを見込んで予算組まれてるんですか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（近森）コンビニ交付につきましては、12 月末現在で言いますと、大体 5 パーセントが、窓口で比較して全体の占める割合になっております。コンビニ交付につきましては、4 月から 12 月に、全部で 992 件でございます。先ほど言いましたように全体で言いますと 5 パーセントになっております。来年度につきましては、これはすいません、件数ということでよろしいですか。実績で言いますと、見込みで言いますと、今年度と同じ予算を組んでますんで、数も同じくらいを見込んでおります。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）何件くらいを見込んでいるんでしょうかとお聞きしたんですが。

（「同じ件数を言えと」と呼ぶ者あり）

（「さっき言うたろう」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）不規則発言しないでください。はい、住民課長。

○住民課長（近森）はい、約 1,100 件を見込んでおります。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）飛んで、82、83 ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次に移ります。84、85 ページです。富永委員。

○委員（富永）人権啓発事業の講演会講師派遣委託料ですけれども、去年まで、L G B T 講演会とかいろいろしていただいて、今年はどんなことを予定されているんでしょうか。

○委員長（佐中）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）検討中ではございますが、障がい者理解に向けての啓発が可能となるような講演会を考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。住吉委員。

○委員（住吉）富永委員が午前中に質問しよった分なんですけど、この地域共生社会推進事業、これ、答弁聞いてもちよつとよう分からなかったのですが、まず、どういった講演

会、講演の中身ですよ、どういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（佐中）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）地域の支え合いですとか、そういったところの、先進的な取組がされている団体の方をお招きして、そういったところをお話しいただけたらと思っております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）予算の概要の18ページにこれ、新規事業として載っておりますが、この中に、令和3年度は、住民の意識啓発、これは何となく分かるんです。地域リーダーの育成、ここでの地域リーダーとはどういった方のことをおっしゃってるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）地域リーダーというのが、地域にいらっしゃる方、住民の方を想定しています。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）当たり前やない、地域のリーダーなんだから地域におらんかったら全然違う人になっちゃうでしょ。これどういった方を想定して、自治会の役員であるとか民生児童委員さんなのか、それとも、はたまた違った新しい人なのか。そこです。どういった方を想定しているのか。誰でもってわけじゃないよね、地域のリーダーじゃけ。その辺、どういったものと考えていらっしゃるのか。

○委員長（佐中）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）今、委員さんがおっしゃったような、地域で御活躍中の方、自治会長さんもそうですけれども、自治会の中で活躍されている方とかそういった方を考えています。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なければ、86、87ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、88、89です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、90、91。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）92、93。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次、進んでいいですか。94、95。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）96、97。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）98、99 ページ。質疑があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）100、101 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）102、103 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）104、105 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）106、107 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）108、109 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）110、111 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）112 ページ、113 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）114、115。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）116、117。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）118、119。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）120、121。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）122 から 123 ページ、中段の 2 目の環境衛生費のうち、細節の 4 番、火葬料助成事業のみです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて 124、125。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）126、127、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）128、129、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）130、131、下段の細節 18 番、犬の登録事業除く全てです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）132、133 ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）134、135、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）これで福祉保健部関係を終わりますが、その他、質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、福祉保健部関係の審査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は、3 時 1 0 分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 0 1 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。建設部関係の審査を行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は、原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行い、メモを取るなどして答弁漏れがないようお願いをいたします。なお、答弁の際は、挙手の上、職

名を名乗っていただきますようお願いします。なお直ちに答弁ができない場合は、その議題の質疑が終結するまで、答弁することを認めることにいたします。

それでは、第 15 号議案、令和 3 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。座って説明をしてください。資料は 39 です。建設課長。

○建設課長（木村）はい、それでは着座にて御説明をさせていただきます。25 ページの海田町耐震改修促進計画の改定についてでございます。事業の目的は、町内に存在する住宅・建築物の耐震化を図ることで、地震による建物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するものです。2、事業内容といたしましては、令和 3 年度末で計画期間が終了する海田町耐震改修促進計画第 2 期計画を改定し、令和 8 年度末までの 5 年の計画期間とした第 3 期計画を定めるものです。事業効果といたしましては、町内に存在する建築物の耐震化率を推計し、地区別、用途別の耐震化率を把握することで、重点的に対策すべき事項を定めるとともに、町民が求めるニーズに対応した補助制度とすることで耐震化を促進します。予算額は 400 万円です。想定する現計画との変更点でございますが、令和 3 年 4 月に改定される、これはまだ予定なんですけれども、広島県耐震改修促進計画において、導入予定の補助金負担割合の見直し及び建替え、除却を対象とした補助メニューの拡充。これらにより、補助限度額が 60 万円、現行 60 万円から 100 万円に嵩増しされるとともに、これまで補助額のうち 2 分の 1 ずつを、国と町の 2 者で負担しておりましたが、これを、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の 3 者による負担となることで、補助限度額が嵩増しされても町負担額が少なくなる見込みとなっております。その下に負担割合の見直しイメージと、補助メニューの拡充を記載をさせていただいております。最後、根拠法令につきましては、建築物の耐震改修促進に関する法律第 6 条第 1 項になります。以上です。

○委員長（佐中）はい、続いてお願いします。はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。続きまして、資料 32 ページをお願いいたします。都市整備課の都市計画調査事業、海田町区域区分見直し検討業務についてを御説明させていただきます。1 の目的でございますが、市街化区域内の災害リスクの高い区域などについて、市街化の抑制を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的といたしました区域区分の見直し案の作成を行うものでございます。2 の背景につきましては、国の指針を受けまして、広島県におきましても、住民の生命、財産を守るため、市街化

区域内の土砂災害特別警戒区域は、できるだけ早期に、市街化調整区域に編入することを基本的な考え方として、令和6年度の告示を目指し、検討を進められているところでございます。3の事業内容につきましては、市街化区域内における土砂災害特別警戒区域や土地利用現況の状況等を踏まえ、市街化調整区域に編入する箇所の選定を行い、広島県による都市計画変更区域区分に必要な町としての区域区分の見直し案を作成するものでございます。4の予算額につきましては、499万5,000円でございます。

続きまして、33ページ、海田総合公園整備事業についてをお願いいたします。先ほど御説明させていただきましたが、令和3年度は、海田総合公園第2期整備区域において、1,700平米のキャンプ場のキャンプサイトの造成工事等を行うものでございます。予算額につきましては、3,614万3,000円で、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、34ページ、町営住宅大規模改修事業、町営第2蟹原住宅内部等改修工事につきまして御説明をさせていただきます。この事業につきましても、先ほど御説明させていただいたとおりユニットバスの新設や既設の洗面化粧台の撤去新設など、町営第2蟹原住宅内部等改修工事を行うものでございます。予算額につきましては、1億2,238万9,000円でございます。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。下岡委員。

○委員（下岡）32ページの都市計画調査事業ですけれども、先ほど説明があつてですね、何が言いたいかというと、この線引きについてはですね、昭和42年だったか、都市計画が始まってですね、ずっともう見直しがされてなくて、周辺部に行くそうですね、現況市街化区域になってるけどもですね、調整区域にしてほしいという方が相当いらっしゃる。固定資産税が高いから。で、将来待ってもですね、市街化区域になりそうにないと、昭和42年、そのころは、高度成長でどんどん周辺部に広がってたから、むしろお願いして市街化区域にしてもらったけども、どうもそうもなりそうもないということで、業務内容で、地元説明会というて3番目にあるんですけども、その前にですね、これに着手したときに、そういう希望があるかどうかですね、あらかじめ取ってもらえないか。そちらで案作った段階で、こういうことでいったら、つい見逃してしまうんですね、あらかじめ希望を取ることはできないかという質疑です。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、ただいまの区域区分の見直しなんですけど、基本的には、災害警戒特別区域を念頭に置いたものでございますが、ただいま委員御指摘のようにですね、長年、なかなか土地利用というか市街化にできないような土地というのも確かにございますので、その辺は、住民の皆さんの意向を踏まえながら、そういった意向も確認しながら、説明会等、一つ一つ丁寧に取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）要するにですね、だからその検討するときには、事前にですね、そういう地区の要望を聞いてほしいと、機会を設けてほしいということを言ってるんです。案が、作った段階じゃなくて作る前に。分かりました。それやっていただけます。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。住民の皆様の意向も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○委員長（佐中）はい、崎本委員。

○委員（崎本）今、下岡さんが言われたこと、それはほんまされるか。この目的ちゅうものは、災害が起きたから、災害に係る整備が令和6年で終わるから、それを目標にして、見直しをかけようちゅう県の方針なんよ。下岡さんが言われるのは、前からそういうほかの件で問題があるから、このとき、合わせて、これじゃなしにこれとき合わせてこういうことができるかいうことを聞かれたんじやが、あんたできます言うたよの。できます言われたよの。ほれが前もってそういうことをきちっとせんかったらね、こういう問題はできんよ。これは災害特別のあれで、県がやるんじやが、そういうふうな話、海田町が、前から言うようにそういうふうに、前田さんらがおられるが、土地持ちちよる人は、そういう考えがある人もおるんよ。そういうことも踏まえて、できる、あんた言うたが、ほんまできるんか。できるように努力しますか、どっちか、ちょっと言うて。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。資料の32ページもございますが、こちらで、事業の内容ということで、土地災害特別警戒区域や土地利用現況の状況等を踏まえということで、我々もこういったことを念頭にですね、事前に県とも協議いたしまして、

（「できるんかちゅうことを聞いちよる」と呼ぶ者あり）

○建設部次長（門前）はい、そのようにやってまいりつものでございます。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。前田委員。

○委員（前田）線引きの見直しということで、コストのほうからも久留島委員からも出ておった。もう、金にならん土地がどうやらいうて。まあ、それはええとして、いわゆる水道の受益者負担金の徴収の問題なんよ。過去に線引きして市街化でどうにもならないようなところ、受益者負担金もろた。今回の線引きで調整に入っていった。そうしたときに、これ受益者負担金は返すんか、どうするんかいの。ちょっとそういう問題が出やせんかと思うけども、ちょっとそれはどうなんか。そういうまだ貰うとらんところはええかも分からんが。その辺。長々言うまい。

○委員長（佐中）建設部下水道担当参事。

○下水道担当参事（龍岩）受益者負担金につきましては、どのように区域が変わるか分かりませんので、申し訳ないんですが、今この段階では明言ができないので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なければ質疑を終結をいたします。続いて、予算書の審査に移ります。審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行いますが、細節の中で担当課が異なったりページが飛んだりする場合があります。ページをお示ししますので、よろしく願いをいたします。それでは資料 31、一般会計予算説明書を御用意ください。歳入からです。まず、4 ページ、5 ページをお開きください。下段、1 項 1 目、森林環境譲与税です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、少し飛んで、8 ページ、9 ページをお開きください。中段、3 目、土木費負担金と下段、1 項 1 目、総務費使用料のうち、細節 2 番、電気通信線路等設置使用料です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、10 ページ、11 ページ。中段、4 目、農園使用料と、5 目、土木使用料です。質疑があれば発言を許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像）海田市駅自転車駐車場使用料、今あそこは整備されてきれいになって、その後、少しずつ増えてる気がするんですが、もしコロナがなかった場合、来年もう利用

者は増える予定でおられますか。もしコロナの影響があるので、詳しいことまで分かりにくいとは思いますが、現状では、だいたい、何もなければ増える方向に、今でもあるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、ただいまの御質問でございますが、コロナの関係でですね、現在約9割程度まで回復してきていると、そういうふうな状況でございます。

○委員長（佐中）ほかに、宗像委員。

○委員（宗像）いや、コロナの影響があるんで判断は難しいかも分かりませんが、利用は増える傾向にあるんですかとお聞きしたんです。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、大変失礼いたしました。消費税の影響等もあって、はっきりとは申し上げられませんが、現状もしくは、そういうふうな状況というところだと思います。

○委員長（佐中）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次に進みます。12、13。中段の、農林水産手数料と土木手数料です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて飛んで、18、19 ページ、上段の4目、農林水産費国庫補助金から6目の都市計画事業費国庫補助金までです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、22、23 ページに進みます。上段4目、土木費交付金です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、24、25 です。中段の農林水産業費補助金と、6の土木費補助金です。はい、宗像委員。

○委員（宗像）ため池緊急整備事業補助金は歳出のほうで説明された、例の、調査の分に該当さすための歳入でよろしいんでしょうか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回はですね、薬師ヶ畝の改修工事に充てるためのものでございま

す。

○委員長（佐中）はい、多田委員。

○委員（多田）これ、もう聞いたかも分かんけど、ひろしまの森づくり事業の交付金、今年、どこら辺を予定をされているんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい、引き続き、石原地区のほうの放置林の整備の伐採等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ 26、27、中段の、4 目の土木費委託金と、下段の、2 項 1 目、物品売払収入です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）30、31 ページに進みます。雑入のうち、14、36、44 番です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、32、33 ページ、下段、3 目、土木債です。次のページも含みます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）続いて、34、35 ページ、6 目、災害復旧債です。質疑があれば発言を許します。はい、前田委員。

○委員（前田）水産の災害復旧費いうの、これ 950 万ほど計上されとるんだけど、まず、どこをどうするかというんか、それもあるけども、これはいつまで続くんかいの、だいたい。どういうふうになつとる。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）まず、こちらの農林水産災害復旧事業につきましては、工事箇所図で御説明をさせていただきましたけれども、資料 49 の 12 番にあります奥之谷川里道水路復旧工事に充当する起債でございます。こちらのほうは、災害復旧につきましては、来年度中に完了のほうを図ってまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）ということで、本音は、回り道で言うところんだが、西ノ谷川よ。要するに

本川のほう。もう仮設の、石が、どういやあええんか、崩れかけとるんやの。ちょっと雨降って、今から梅雨に入ったら、またこれ災害が起きるといいうか、川が埋まってしまいうが、そこら災害で、おまけに農地で済んだ済んだいうて早うから言うとりんだが、どうしていく気かいの。もちろん支川もあるが、すぐ、下岡さんがやかましく言うとりんだが、あの出合橋の上流、5メートルほど直して、その3メートル横がまたやりっ放しになっとる。どうするんかいいうんよの。何か、地権者の同意が得られんじやどうじゃこうじや言うとりんだが、そういうようなやり方をしとるんじやないか。どうする気かいの、これ、含めて。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）まず、河川のほうでございますけれども、関係権利者と協議のほうは進めさせていただいておるんですけれども、権利者さんの御了解がいただけた時点で、速やかに災害復旧のほうは図ってまいりたいと考えております。今の質疑の中に、恐らく、河川の護岸じゃなくて、農地の部分の災害復旧も含まれてるかと思いますので、こちらのほうは都市整備課のほうから回答させていただきます。

○委員長（佐中）ほかに、はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）農地に関しては、当初はですね、今年度中に、今の三迫三丁目、とところをやる予定だったんですが、12月に2度、入札が、作業員の確保が難しいということで、2度中止になりました。その関係で、この前の補正予算で改めて計上させていただいて、今年度、来年度にかけて、できましたら、出水期までに何とかできればということで、今考えているところでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。前田委員。

○委員（前田）それがね、地権者の同意じゃらんじやというて言うとりんだが、あんたら、一般質問で言うたが、県と調整しとるじやどうじゃいうてし長らえとるがの、やっとなんじやないかい。県に恐れての、ものを言うとりらん、地権者の代弁になつとらん。ひいてはそれが海田町のためにならん。要するに、そういう地権者の意見を聞いて、それを県にやらにや、災害、もう期限切れよ。どうするんかいの、今度は町費でやるんか。国からの、いわゆる災害復旧費、今なら98パーじゃ言うとりんだが、ゼロになるんよ。そこらを認識して言うとりんか、どうなんか、それが聞きたい。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）広島県さんとは、再三にわたって協議調整のほうはさせていただいて

おります。で、地権者さんの御要望というのも私のほうから県のほうにお伝えをして、対応をしていただくよう、強く強く、お話をさせていただいております。今現在、地権者さんとの話し合いの中でですね、御指摘を受けた部分についてできているところもございますし、まだそれが終わってないところもございますので、できるだけ早く、全てのことをですね、県のほうに対応していただいて、地権者さんの御了解をいただいて、速やかに災害復旧のほうに入っていきたいと考えております。あと仮にですね、災害復旧事業としてできなければ、それは、もちろん町の単独事業としてでも復旧のほうは図ってまいりたいと考えておりますけれども、まずは、災害復旧事業として、できるだけ速やかに復旧できるように努力してまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。144 から 145 ページをお開きください。はい、下岡委員。

○委員（下岡）鳥獣駆除の件ですけれどもですね、これ、イノシシが最近もまだ全然たくさん出て、昨年度もですね、檻の設置要望しても、しばらく待って設置ということで、今年度ですね、イノシシの檻とか、小動物の檻、何件これ見込んでます。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）5 件ほど、予定しておりました。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）それで累計、檻、何件になります。ちょっと今の、イノシシ用と小動物用と、海田町で、現在何件で今、何件やって、年度末でいくらになるか、ちょっと教えてください。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまのはトータルでという意味ございましょうか。現在ですね、全部で何件あるかというのはちょっと手元に資料がございません。申し訳ございません。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）それとね、もう一つはね、やっぱ担い手不足。どんどん高齢化してきてね、将来ねどうなるかね、私らも不安ですよ。建設部長あたりは下岡さんやりませんかいうて。私はやりませんよ、そんな気力ないんだからね。だから、何が言いたいかわかったらね、若い人を、ね、やるぐらいのですね、きちっとした仕事としてですね、ボランティア

アみたいない金額じゃなくて、ちゃんとした金額をですね、出してほしい。今、イノシシとか檻で捕ってとか、小動物を捕ったらいくらなのか、この予算に織り込んどる金額をお尋ねします。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。例えばイノシシでございますと、国のほうからは、7,000 円、それで、町のほうから報償費として 4,000 円ほど支出させていただいています。

○委員長（佐中）ほかに、下岡委員。

○委員（下岡）ほかの小動物なんかもですね、きちっとやってもらわないと、今、アナグマとかですねハクビシンとか、いっぱい、三迫三丁目あたり出てきてですね、荒らしてるんで、そこちゃんとですね、これ予算に入ってます、そういう小動物の檻とかいうのは。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）それも含めて予算計上させていただいております。

○委員長（佐中）ほかに。下岡委員。

○委員（下岡）そしたら今の小動物、何件、檻、見込んでるか。全部言ってくださいよ、イノシシから小動物から予算に織り込んでおるものの明細を。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。タヌキが 10 頭、ヌートリアが 5 頭と、それが町のほうなんです、それと合わせて国の予算を活用いたしまして、同様に、タヌキ 10 頭、ヌートリアが 5 頭ですから、合わせて 30 頭を予算計上しているということです。

○委員長（佐中）ほかに、下岡委員。

○委員（下岡）それですね、今言ったようにイノシシ 1 頭捕ったら、1 万 1,000 円ですか。それにですね、例えばその駆除班の人いうたら、免許取らなきゃいけないから、年間 3 万とかですね、経費がかかってるわけですから、例えば、その免許更新費用を負担するとかですね、いうことの考え方ないんです。だって、新しくやろうと思ったらですね、まず 3 万円出して免許取らにゃいけんと。ほんで、何頭捕れるか分からんということがあるわけですからね、安心してそういうものに入るためにはですね、免許更新費用ぐらい、町が出したらどうなんです。その検討する気はないか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（門前）現在は、実際に免許取得されるときには町のほうで経費は、補助を

させていただくというような形をとっております。更新につきましては、現段階ではございませんが、今後、その辺についてはですね、検討課題ということにさせていただければと思います。

○委員長（佐中） 崎本委員。

○委員（崎本） 下岡さんがせっかく言うてくれたけえ私も言いますが、海田町の、捕ったら報奨金としての、4,000 円じゃ言われるんじゃがね、市町村、この周りでね、1 万円のところもあるんよ。いろいろ差があるわけよ。ほいで、海田町は捕った分に税金かけるじゃ何じゃかんじゃいうて、わしゃいじめられるんじゃが、の。ほいじゃが、例えばよ、イノシシ 1 頭につき 1 万円やったって、50 万円じゃったら知れちよるじゃない。農作物に被害があるんじゃったら、被害がないように努めないけんのじゃが。それに一番、さっき言われる、ここに、そりゃ人間も増やすのも大変じゃが、一番手っ取り早いのは、今現在すぐできることをやったら、報奨金増やしちやりゃあ、そんだけ一生懸命捕る人もおるんじゃろうけえ、抜本的に、そこらも考えてもらう考えはあるかないか。

○委員長（佐中） 建設部次長。

○建設部次長（門前） 現在ですね、周辺の状況と大きく違ってはおりませんが、ただいま御指摘のありましたように、今後の検討課題ということでさせていただけたらと思います。

○委員長（佐中） 崎本委員。

○委員（崎本） その一言が、要らんことよ。市町村と周辺、大きな違いなしいうて、大きな違いがあるところがあるじゃないですか。島なんかは 1 万円から払うちよるじゃない。の。各地域によって違ういうて、あんた、要らんことよ。その気になって海田町は海田町で独自の予算を組みなさいいうて、何度も言うちよるじゃない。みんな横並びじゃったら、今まで説明があったように、県に準じておりますいうて、今まで土木なんかは、昔は、ずっとそれ言うちよるんよ。ほうじゃなしに、コロナ何じゃかんじゃあっても、今の施政方針、海田町の独自なもんでやれんかちゅうことを聞いちよるんじゃけんの。よそのことを聞いちよるんじゃないんよ。きちっとそこらね、の、町長、独自でできんか、独自でできることがあるじゃないか。それを、みんな聞いちよるんよ。だけん、そういうことに準じて、予算を作ってくれちゅうことを、皆、要望しちよるんじゃが、今、ちょっとの、答弁、ちょっと違うんじゃが、どうか。

○委員長（佐中） はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。今後検討させていただきます。

○委員長（佐中）ほかに、前田委員。

○委員（前田）今の続きじゃがね、そりゃね、有害駆除班はの、人数知れとるけえね、それは、害獣の増える方が早いんじゃないと思うんよ、処分するよりも。だからの、免許がのうても、個人が自分の畑を守るとかいうたらね、今、電気柵は補助金5割出しとるがの、ちょっとやったら10万ぐらいすぐかかるんよ。それで5割もろうたけいうての、それは大変よ。そこで何が言いたいと言うたらね、ちょっと予算からは脱線するんじゃないがの、個人の、そういう土地使用者にもの、有害鳥獣駆除班だけじゃなしに、個人にも補助はできんかいうのと、もう一つはの、イノシシの檻はやっとるけども、今言った、そういう小動物うか、タヌキ、アライグマいうのも出とるが、そういうようなものが入る程度のネズミ取りみたいな籠よ。こういうなもんも、今、あわせて個人に、猟友会入っとらんでもええけえ、そういうメンバーにも補助できんかどうかいの。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。個人の方々には、さっきもお話がありましたように、現在は、有害鳥獣防除の施設整備のほうは補助させていただいております。これは、免許が必要なものでございますので、個人に、例えば捕まえたからといって、補助のようなことはできませんけども、今後、そういった御意見等が多く寄せられるようであれば、検討してまいりたいというふうに思います。今の検討というのは、どういうんですかね、檻とかそういう意味の検討でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、次進みまして、146から147。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）148、149。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）飛んで、152から153ページに進みます。土木費、全てです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）154、155、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 156、157。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 158、159、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 160、161。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 162、163。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 164、165。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 166、167。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 168、169 までです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 飛んで、172、173。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 174、175、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 今度飛んで、228 から 229。災害復旧費、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） 230 から 231、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） これで歳出を終わります。その他、建設部関係で質疑漏れがあれば発言を許します。多田委員。

○委員（多田） 町道 2 号線の呉線踏切とこの前後の工事。来年度は、水防溝をどけるようになってるんですけど、そのほかの進捗具合はどのような形でしょうか。

○委員長（佐中） 建設課長。

○建設課長（木村） 2 月補正予算で国の三次補正に合わせて工事費を上げさせていただいておるんですけども、それにつきましては、中店踏切のところにある町有地を活用して、歩道整備を実施する予定にしております。それ以外は用地交渉をしておるんですけ

れども、いろいろと条件を付されておりました、まだその辺が、合意がいただけてないので、今現在そのほかについては用地交渉中の状況でございます。

○委員長（佐中）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。よって質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認め、これを決めます。以上で、建設部関係の審査を終了いたします。なお、本日、審査はこれで終了いたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なお、明日も9時から委員会を開催をいたします。御参集くださいますように。本日はどうも御苦労様でございました。以上で終わります。

午後3時49分 延会